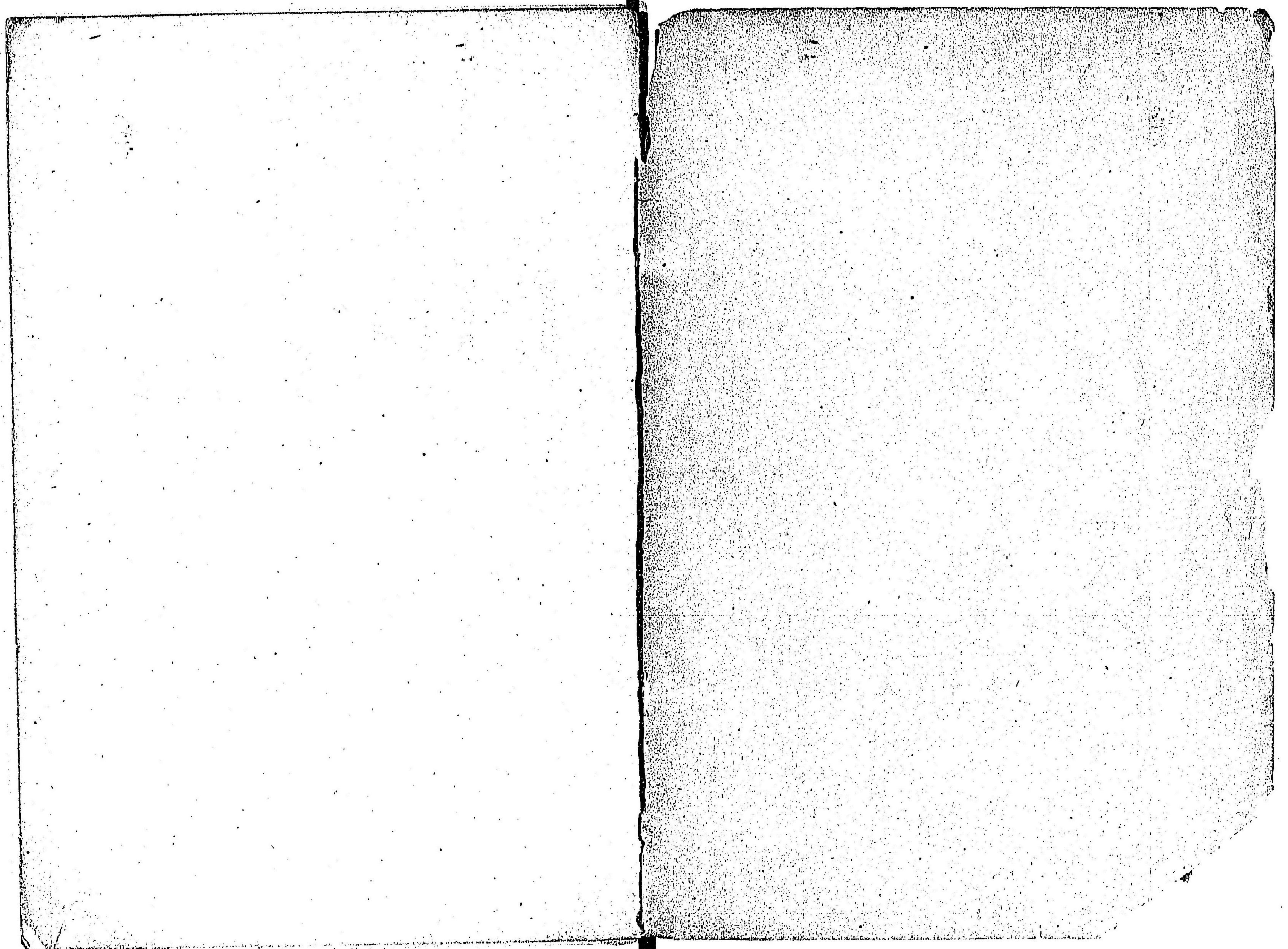


部
部 門 215 三

獨逸法律書

第三冊





C 93

3

01

獨逸法律書目錄

第三冊

獨逸官制

連邦委員局

下院

宰相

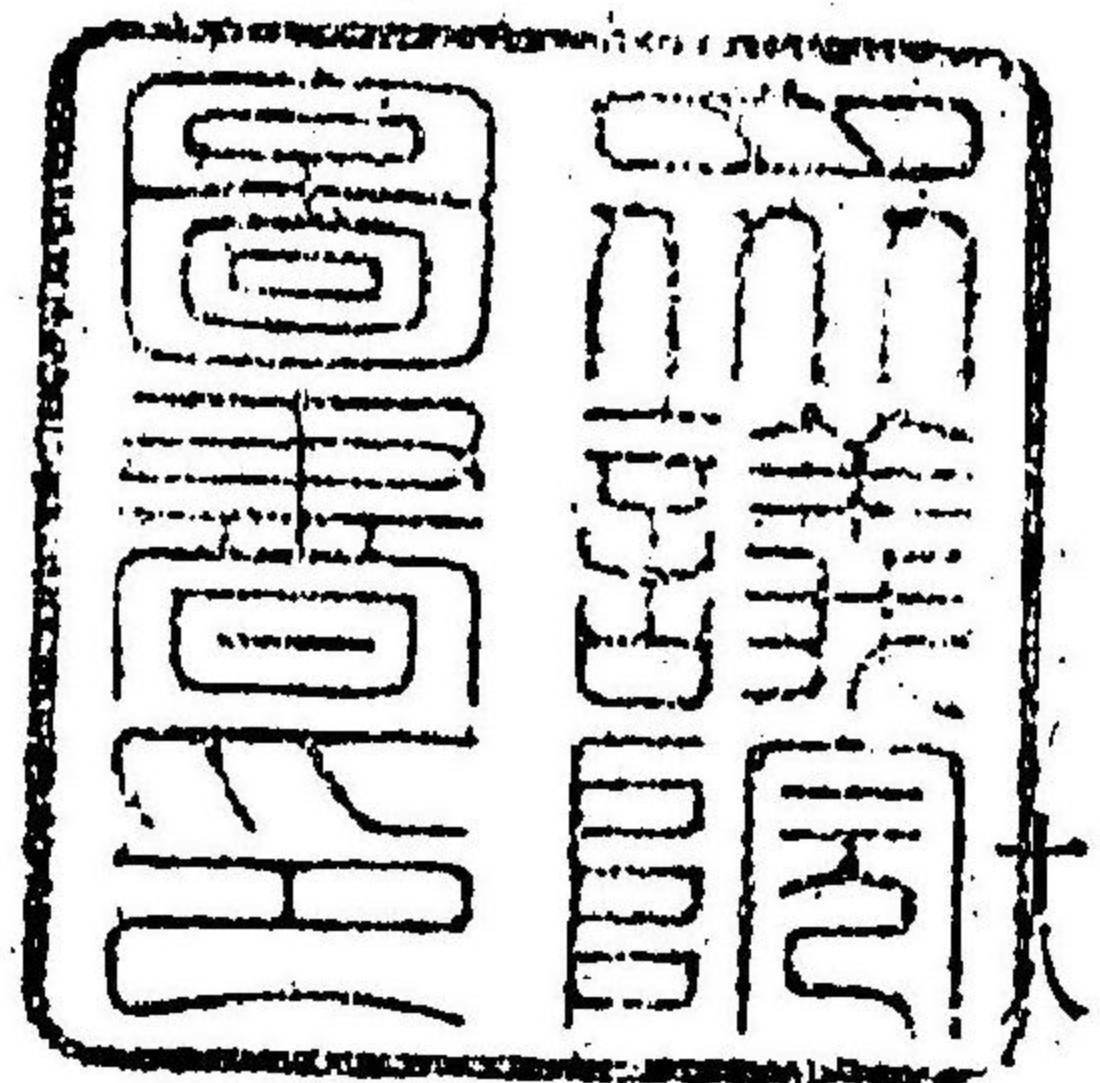
一 外務局

二 內務局

三 海軍局

四 司法局

五 大藏局



六 帝國鐵道局

七 帝國會計検査院

八 軍人負傷者救助資本管理局

九 帝國郵便局

十 帝國鐵道管理局

十一 帝國銀行

十九 普魯西國官制

王家ノ官制

式部寮

官内省

政府官署

参議院

一 内閣

二 外務省

三 大藏省

四 文部省

五 通商營業省

六 内務省

七 司法省

八 陸軍省

九 農務省

十 工部省

廿 會計検査院設立及ヒ權限規則 千八百七十二年三月廿七日

廿一 國債處分布告 千八百二十年一月十七日

國債元利償却豫算表

國債官吏及ヒ國債委員編制規則 千八百五十年二月二十四日

廿二 獨逸領事館編制及ヒ權利義務 千八百六十七年十一月八日

第一 領事館ノ編制

第二 領事ノ權利義務

千八百六十七年十月廿五日ノ國旗ヲ掲クル規則

同年月日ノ商船ニ掲クル國旗布告

廿三 獨逸領事手數料及ヒ費用規則 千八百七十六年七月一日

手數料表

廿四 行政編制法 千八百八十一年四月一日ヨリ効力ヲ有ス

第一編 編制ノ基礎

第二編 行政官署

第一章 州官署(州長州輔佐官土地義務解放役所)

第二章 縣官署(縣令縣廳縣輔佐官)

第三章 郡官署

第四章 伯林卿ノ官署

第三編 手續

第一章 總則

第二章 決定手續

第三章 行政裁判手續

第四編 警察官ノ命令ニ對スル上訴

第五編 脅迫權

第六編 警察規則ヲ發スヘキ權

廿五 地方行政權限法 千八百七十六年七月廿六日

第一章ヨリ第四章マテ廢止

第五編 行政官署及ヒ行政裁判所ノ物件ニ關スル權限

第一 村里區郡ニ關スル事件

第二 窮民ニ關スル事件

第三 學校ニ關スル事件

第四 軍人ノ旅宿ヲ引受クヘキ義務ニ關スル事件

第五 衛生及ヒ獸病警察ニ關スル處分

第六 田畠警察事件

第七 獸獵警察事件

第八 森林警察事件

第九 水上警察事件

第十 漁獵警察事件

第十一 堤防事件

第十二 營業警察

第十三 商法會議所事件

第十四 保險事件

第十五 救助貯蓄所

第十六 貯金預所

第十七 建築警察

第十八 土地買上ノ事

第十九 死生婚姻及ヒ國民權ノ事

第廿 陪審氏名簿ヲ作ル事

第廿一 租稅事件

第廿二 ユツデン宗組合事件

第六編 新舊法關係規則

廿六 地方行政權限法附錄

一 郷ノ人口

二 郡邑ノ人口

イ表 郡總代權限

ロ表 郷總代權限

ハ表 縣輔佐官權限

ニ表 州輔佐官權限

ホ表 縣行政裁判所ノ權限

ヘ表 上等行政裁判所ノ權限

行政官署及ヒ行政裁判所ノ權限ニ付キ總表

獨逸法律書

第三册

獨逸帝國官制

獨逸國ハ特立シタル數國ヨリ成立ルモノニシテ或ル事柄ニ付テハ帝國ノ法律ニ從フヘク又或ル事柄ニ付テハ各國ニテ法律ヲ設クヘシ帝國ニハ「ブンデスラート」「ライヒスターグ」トアリ元來獨逸帝國ハ北亞米利加瑞士ニ倣ヒテ合衆國ヲ作りタルモノナレハ其國ノ上院下院ト帝國ノ「ブンデスラート」「ライヒスターグ」ト同一ノ性質ナルヘキニ却テ之レト反對セリ「ブンデスラート」ハ各國政府ノ代議士ニシテ人民ノ代議士ニ非ス「ライヒスターグ」ハ人民ノ代議士ナリ帝國ノ法律ハ「ブンデスラート」「ライヒスターグ」トノ決議ヲ

經タレハ國王ヨリ必ス之ヲ頒布スヘシ一切ノ行政規則ハ「ブンデ
スラート」ニ於テ之ヲ設クヘシ陸海軍等ノ事件ハ帝自カラ之ヲ掌
レリ都テ法律布告ニ手署シテ責任ヲ負ヘキ者ハ宰相ナリ宰相ハ國
王ヨリ之ヲ命ス宰相ノ事務ヲ諸局ニ分チ其長ト爲ルヘシ

ブンデスラート

「ブンデスラート」ハ各連邦ノ代議士ニシテ獨逸ノ官吏ニ非ス故ニ
獨逸國ノ懲戒法ニ從ハス則各連邦ノ懲戒法ニ從フナリ

「ブンデスラート」ハ「ライヒスターフ」ト共ニ立法ノ權ヲ有ス就中獨
逸ノ會計豫算表ヲ確定シ國債ヲ許可ス其法律ノ設立ハ「ブンデス
ラート」ヨリ提出スル「アリア」又「ライヒスターフ」ヨリモ提出スル「
アリア」故ニ「ライヒスターフ」ニ差出スヘキ議案ヲ決定シ又「ライヒス

ターフ」ヨリ差出シタル議案ヲ決定ス又法律ヲ施行スルニ必用ナ
ル行政規則ヲ決定ス但憲法又ハ法律ニ因テ他ノ官署殊ニ獨逸帝或
ハ宰相ニ委任セサルトニ限ルヘシ

法律又ハ施行法ノ實際ニ不十分ナル所ヲ決定スヘシ又開戦ノ公告ヲ
決定ス但敵國ヨリ獨逸國又ハ其海岸ヲ襲フトハ帝自カラ之ヲ決ス
ヘシ和陸ヲ結ヒ公使ヲ派遣シ外國ノ公使ヲ請クルトハ皇帝ノ特權
ニアリ又各連邦ニ對スル執行法ヲ決定ス例ヘハ連邦ヨリ毎年帝國
ニ出金スヘキ義務ヲ怠リタルトハ其執行法ヲ決定スルカ如シ決定
シタル後ハ其執行ハ皇帝ノ名ヲ以テ爲スヘシ又皇帝ト共ニ下院ヲ
解散スルノ決定ヲ爲スヘシ又國境稅消費稅ノ取立ヲ監督シ三ヶ月
毎ニ出納局ノ會計ニ從ヒ各連邦ヨリ帝國ニ差出スヘキ金高ヲ決定

スヘシ又年々ノ歳出ニ付キ宰相ノ義務ヲ免カレシムルノ決定ヲ爲スヘシ又各連邦ノ間ニ起ル争訟ノ國法ニ關スルモノナレハ其一方ノ申立ニ因リ裁判ヲ爲シ又ハ其裁判ヲ他ノ官署ニ委任スヘシ（從前ハ「リユベキ」ト云フ所ノ「ラーベルアツペラチフンスグリヒト」ニ委任シタリシコアリ）

又各連邦内ノ憲法ノ争ニ付キ一方ヨリシテ申立アレハ協議ヲ遂ケシメ若シ遂ケサレハ法律ヲ發シテ之ヲ決定スヘシ

又或官吏ヲ選定シテ帝ニ申立ル權アリ宰相ノ如キハ帝自カラ任スレモ裁判官ノ如キハ毎ニ「ブンデスラート」ヨリ申立ルナリ何レノ場合ニ於テモ之ヲ命スル權ハ特リ帝ニ在ルヘシ則チ「ブンデスラート」ヨリ申立ヘキ官吏ハ

帝國貧窮民掛 懲戒始審及ヒ控訴裁判所ノ裁判官 專賣免許官署

ノ常員ノ官吏 帝國裁判所ノ裁判官 檢察長 檢察 會計檢査

院ノ官吏

「ブンデスラート」ノ投票權ハ惣計五十八ト定メリ其内普魯西ニテ十七ヲ有シ「バエールン」ニテ六「サクソン」ニテ四「ヴュルテンブルヒ」ニテ四「バーデン」ヘツセンニテ各三「メクレンブリヒ」及ヒ「ブラウシシユワイヒ」ハ各二其他ノ十七小連邦ハ各一ヲ有セリ普魯西ノ十七ヲ有スル所以ハ國ノ權力ノ大ナル所ナリ例ヘハ憲法第七十八條ニ從ヘハ十四否ト投票スル者アレハ憲法ヲ變スルコト能ハストアリ

則チ普魯西國一國ニテ憲法ノ變化ヲ拒ムコトヲ得ルナリ又海陸軍國境稅モ普魯國ノミニテ其改正ヲ拒ムコトヲ得各連邦ハ投票權ヲ有スル

- 丈ケノ代議士ヲ出スコヲ得レト各同一ノ投票ヲ爲スヘシ是則其一國ニ與ヘタル投票ナレハ可否ニ様ニ分カル、道理ナキ趣意ナリ
- 「ブンデスラート」ノ議長及ヒ其事務ノ總督ハ宰相ニテ之ヲ掌ルヘシ
- 「ブンデスラート」ニ於テハ其議員中ヨリ定リタル委員ヲ設ケリ
- 一 陸軍及ヒ城塞委員
 - 二 海上委員
 - 三 國境稅及ヒ租稅委員
 - 四 通商及ヒ貿易委員
 - 五 鐵道郵便電信委員
 - 六 司法委員
 - 七 會計委員

八 外務委員(外務委員ニ限リ普國議員ハ會長ト爲リ加ハルコヲ得ス是則小國ヨリシテ外務ノ監督ヲ爲ス趣意ナリ)

九 「エルザス」「ロートリンゲン」委員 佛ノ戰爭ノ取
戻シタル土地

十 憲法委員

十一 「ブンデスラート」事務委員

但九、十、十一ハ憲法ニ掲ケス其後法律ニ因テ加ヘタルナリ

「ライヒスタフ」下院

下院ハ普通直接(直接トハ選舉人ヲ選フコナリ人民ヨリ直接ニ議員ヲ選舉スルコト)選舉ニシテ投票紙ヲ以テ投票ヲ爲シ純粹ナル共和政體ノ選舉法ナリ其選舉法ハ千八百六十九年五月廿一日ニ發シタリ但其議員ニ旅費日當ヲ給セス

下院ハ「ブन्देスラート」ト共ニ立法ノ權アリ又議員選舉ノ正否ノ
檢査ヲ裁定ス又事務章程ヲ設ケテ其事務及ヒ懲戒ヲ定メ且議長副
議長書記會計掛ヲ選舉スヘシ又歎願ヲ決定ス又歲出ニ付キ宰相ノ
義務ヲ免カレシム

又委員六名ヲ選ヒテ國債ヲ監督スル權アリ議員ハ三百九十七人ア
リ十万人ニ付キ
一人ノ割合

獨逸官吏

「ライヒスカンツレル」宰相

宰相ハ皇帝ノ名ヲ以テ法律ノ施行ヲ監督ス宰相ハ皇帝自カラ之ヲ
任ス

又憲法ニ因テ帝國ニ委任シタル行政ヲ總括監督スヘシ

又一切帝ヨリ發スル布告命令ハ宰相ノ手署ヲ要シ宰相ハ獨リ其責
ヲ負フヘシ其他ニ輔佐人又ハ法律ニ因テ定メタル代理アレモ何時
ニテモ宰相自カラ其事務ヲ掌ルコトヲ得其他ノ官吏ハ盡ク宰相ニ附
屬スヘシ

宰相ハ諸局長ト交通スル爲メ宰相本局「ホールタラゲンデラート」

一人筆生三人ヲ設ケリ又其本局ニ諸局ヲ屬セリ

一 外務局ライト十五人 常在ノ輔佐人七人 起草者十六人
電信往復掛五人 暗號者十二人 記録掛十二人

筆生二十七人 公使出納掛四人
臨時費準備四十三万八千四百二十七マルク

定額百十万五千七百七十七マルク
公使館定額五万二千三百マルク

外務局長ハ「スターツセクレテール」ト云フ則宰相ノ代理人ナリ又
之ヲ二課ニ分ツ又其第一課ヲ二ニ分ツ其一ハ「スターツセクレテ

「ル」ニ屬スルモノニテ貴重ナル外政ヲ掌ル其二ハ舊任ノ「ラート」其長ト爲リ任免儀式出納會計ヲ掌ル第二課ニハ「デレクトヨール」其長ト爲リ通商貿易事件就中領事及ヒ外國ニ關スル裁判警察郵便事務ヲ掌ル

外務局ハ公使館領事館ヲ總括監督スヘシ公使館ハ惣員二十八アリ其等級ニ從ヒ區別スレハ大使館公使館代理公使館トアリ領事館ハ六百四十一アリ其内ニ官任領事五十六人選舉領事五百八十五人アリ官任領事ニ三等アリ惣領事 領事 副領事ナリ

二 内務局

内務局長ハ「スターツセクレテール」ト云フ其下ニ副「スターツセクレテール」及ヒ「デレクトヨール」各一人アリ庶務課長一人書記會計

掛十二人帳簿掛八人筆生十九人アリ二課ニ分ツ第一課ヲ中央課ト云ヒ中央課ニハ「ホールタラーゲデラート」ト七人定員補助役三人アリ其他臨時ニ備入ルコトヲ得第二課ヲ經濟課ト云フ「ホールタラーゲンデラート」五人アリ其他臨時ニ備入ルコトヲ得

内務局ニ屬スルモノハ「ブンデスラート」及ヒ下院其選舉ニ關スル事件帝國ノ官署及ヒ官吏ニ關スル一般ノ事件懲戒始審及控訴裁判所ノ監督國民權自由轉住殖民ニ關スル事件商業營業ニ關スル事件銀行保險度量衡ノ事件專賣免許航海航河筏ノ事件衛生獸類傳染病ノ警察事件集會結社事件海陸軍文官ニ關係アル事件(退隱料休職料等)其他法律ニ因テ他ノ官署ニ委任セサル一切事件總テ以上ノ事件ノ經濟ニ關係アル起草ハ第二課ノ經濟課ニテ之ヲ掌ル其他ノ

事ハ第一課ノ中央課ニテ掌ルヘシ

内務局ニテ監督スル官署ハ左ノ如シ

一 植民監督掛一人 植民ニ關スル法律ヲ守ルヤ否ヲ監督スル役ハ
ンブルヒニアリ宰相ヨリ命ス船將ヨリ兼務ナリ

二 學校監督委員六人通常ハ二度伯林ニ集會シテ宰相ヨリ廻シタ

ル學校ノ卒業 卒業證ヲ以テ徵兵減證書ヲ出ストヲ得ル性質アル
役ヲ得ルコアレハ也

ヤ無キヤヲ檢査スル者ナリ 官吏ニ非ス平生ハ各其本業ニ就ケリ
上院ヨリ申立入用ノハ宰相ヨリ呼集

スル
ナリ

三 商船航海ニ關スル 監定委員十三人ハ上院ノ申立ニ因リ帝ヨリ

命ス其職務ハ航海ノ事ニ付宰相ヨリ意見ヲ問ヒタルキハ其意

見ヲ述ヘ航海ニ不十分ナルコアレハ之ヲ改正スヘキ申立ヲ爲

スコヲ得定員ノ官員ニ非ス平日ハ各其本業ニ付ケリ

四

試驗監督掛當時五人アリ 官吏ニ非ス時々増加スルコアリ宰
相ヨリ命ス

處々ノ海岸地方ニ一人ツ、分配セリ其職務ハ船

長案針役蒸氣船ノ器械方ノ試檢ニ關スル法律ヲ遵奉スルヤ否

ヲ監督スルナリ是等ノ者ハ獨逸ノ法律ニ因テ其試驗ヲ經タル

後ニ非サレハ爲ルコヲ得サルナリ其法律ハ上院ヨリ發シ各連

邦ニ於テ施行セシムルナリ

五

商船測量監督掛二人アリ 上院ヨリ船舶ノ噸數種類等ヲ試驗ス
ル規則ヲ發シテ各連邦ニ施行セシムルナリ其施行スルヤ否ヲ

監督掛ニテ監督セシムルナリ 「海ニ一人」ノルト「海ニ

一人アリ兼務ノ者ニシテ官吏ニ非ス宰相ヨリ命ス

獨逸貧窮民掛ハ伯林ニアリ各連邦間ノ貧窮人救助組合ノ間ニ

獨逸帝國官制

起タル控訴裁判ヲ爲スナリ又各連邦ノ依頼ニ因テハ國內ノ救助組合間ニ起リタル争ト雖モ其控訴裁判ヲ爲スコアリ其定員ハ五人ナリ之レハ上院ヨリ選舉シテ帝ヨリ命スルナリ

七

懲戒裁判所ジントシキイテンシヤクニシテ懲戒控訴裁判所「ライプチヒ」ニアリ帝國裁判所ノ裁判役五人上院議員四人ヨリ成リ裁判長ハ帝國裁判所長ナリ上院ヨリ選舉シテ帝ヨリ命ス

二始審懲戒裁判所ハ三十ヶ所アリ裁判官ハ上院ノ申立ニ因リ帝ヨリ命スヘシ各裁判所ハ長一人ト五人又ハ六人ノ裁判官ヨリ成ル是等ハ都テ兼務ナリ

八

難船検査官署ワシキヒシヤク難船控訴掛伯林ニアリ其長一人及ヒ航海ニ練熟スル參座官一人ハ帝ヨリ命ス其他臨時ニ召集スル參座官ハ三

年ノ期限ヲ以テ各海岸ノ連邦ヨリ其氏名ヲ「ヨーベルゼーアムト」ニ申立テ置クヘシ臨時長一人及ヒ定員參座官ト其他五人ノ參座ヲ召集シテ裁判スヘシ其職務ハ船長案針役蒸氣船ノ器械方ノ過怠ノ爲メ其免許ヲ取上クヘキヤ否ノ控訴裁判ヲ爲ス所ナリ

二難船始審掛ライヒニコフシヤルノ帝國委員海岸ニアル連邦ニ於テハ難船始審掛ヲ設ケ宰相ヨリ命シタル帝國委員一人ヲ其掛ノアル所ニ派出スルナリ帝國委員ノ申立ニ因リ船長案針役器械方ノ過怠ノ有無ヲ判決ス又其委員ハ裁判所ニ臨席シ其意見ヲ陳述シ書類ヲ檢閱スル權アリ且委員ヨリ裁判ヲ爲サン申立ヲ爲スモ始審掛ニテ承諾セサルモ宰相ニ報告スル權アリ難船始審掛ハ十二

ケ所アリ(長一人ト參座四人アリ)

九 統計表掛ハ上院又ハ宰相ノ命ニ因テ統計ヲ作ルニ必用ナル事

件ヲ検査確定シ場合ニ因テハ之ヲ公告シ又宰相ヨリ統計ニ關スル事ニ付キ意見ヲ聞キタルキハ之ヲ述フヘシ

「デレクtoor」一人統計ニ練熟スル者四人庶務課長一人書記計算掛四十四人筆生四人

十 度量衡監督委員其職務ハ何レノ地ニ検査場所ヲ設クルコトヲ定

メ及ヒ公衆ノ害ト爲ラサル様ニ之カ爲メ發シタル法律ヲ施行スルヤ否ヲ監督スヘシ

其編制ハ長一人補助役二人宰相ヨリ之ヲ命ス臨時増員スルコトアリ

十一 衛生掛其職務ハ衛生ト獸病ニ關スル警察ヲ監督シ又ハ之レ

ニ關スル法律ヲ作ルニ付キ宰相ヲ補助ス又其他衛生ニ關スル統計表ヲ作ル

長一人ト定員委員四人帝ヨリ命セラル不定員委員二十三人各連邦ヨリ出ツ補助役七人書記計算掛四人筆生三人宰相ヨリ命セラル

十二 專賣免許掛專賣免許法律ハ千八百七十七年五月廿五日ノ法

律ニ詳細ヲ掲ケリ其大略ハ新發明者ニ專賣免許ヲ與フルト已ニ與ヘタル免許ヲ取上ルトナリ此課ハ又七課ニ分テリ其内六課ハ

專賣免許ヲ與フルコトヲ主リ此六課ハ其事物ニ從テ分テリ一課ハ免許取上ノコトヲ主レリ其裁決ニ對シ帝國裁判所ニ故障ヲ申立ル

コトヲ得

長一人ト定員委員五人是等ハ上院ヨリ選舉セラレ宰相ヨリ命ス

不定員委員二十三人アリ庶務課長一人書記會計掛三十九人筆生二十人

十三 帝國委員千八百七十八年十月廿一日ニ社會黨撲滅規則ヲ發セリ該規則ニ從ヘハ各連邦ノ警察官ハ社會黨集會ヲ閉鎖シ又ハ出版ヲ禁スルノ權アリ是等ノ所分ニ對シテ帝國委員ニ故障ヲ申立ルコトヲ得ルナリ

長一人帝ヨリ任ス其他四人ハ上院ノ議員五人ハ上級ナル裁判官是等ハ上院ヨリ選舉シ帝ヨリ任ス

三 海軍局

海軍ニハ常備軍艦ト豫備軍艦トアリ其惣督ヲ爲スモノハ獨逸帝ナリ(陸軍行政ハ各國ノ陸軍省ニテ主トレモ海軍行政ハ都テ獨逸ノ海軍

局ニテ掌レリ)

海軍局ニハ長一人アリ長ノ職務ニニアリ

一ハ皇帝ノ命ニ因テ指揮ヲ爲スコト其命令ハ宰相ノ手署ヲ要セス(其責ヲ負フモノナシ)

二ハ行政ナリ宰相ノ手署ヲ以テ之ヲ掌ル其他海軍局長ハ上等裁判權ト懲戒裁判權ヲ有セリ海軍局ノ職務ハ軍艦ノ編制、増加、使用トニアリ專任者アリテ各之ヲ掌ルコト左ノ如シ

一 本局ノ長ハ海軍長タリ其外ニ士官一人アリ

二 軍事局ノ長ハ海軍參謀長ナリ

①ノ事務掛ハ軍艦ヲ使用スルコトヲ主ル 士官二人

②ノ事務掛ハ海軍人員ニ關スル事務ヲ主ル 士官二人

① 專務掛ハ軍學事務ヲ主ル 士官二人

② ノ專務掛ハ徵兵ノヲ及ヒ不具者ヲ主ル 士官一人

三 軍艦局ハ長一人アリ

③ ノ專務掛ハ軍艦ヲ艦裝スルヲ掌ル 士官一人

④ ノ專務掛ハ造船場ノ事務ヲ掌ル 書記官一人

⑤ ノ專務掛ハ難船事件ト軍艦内ノ器械ニ關スル行政ヲ掌ル

書記官一人

⑥ ノ專務掛ハ軍艦ヲ構造スルヲ掌ル 書記官一人器械方一人

⑦ ノ專務掛ハ器械製造事務ヲ掌ル 書記官一人器械方二人

⑧ ノ專務掛ハ大砲隊ノ事務ヲ掌ル 士官二人

⑨ ノ專務掛ハトベートヲ掌ル 士官四人器械方一人

四 特別專務掛別ニ長ナシ海軍長之ヲ掌ル

⑩ ⑪ ノ專務掛ハ建築ノ行政ヲ掌ル 書記官三人

⑫ ノ專務掛ハ海港ヲ築ク事務ヲ掌ル 機關士一人

⑬ ノ專務掛ハ家屋陣營ノ建築ヲ主ル 機關士一人

⑭ ノ專務掛ハ豫算及ヒ出納事務ヲ主ル 書記官一人

⑮ ノ專務掛ハ陣營行政事務ヲ主ル 書記官一人

⑯ ノ專務掛ハ軍人ノ賄旅費日當物品給與ノ事務ヲ掌ル 書記

官一人

⑰ ノ專務掛ハ衛生ノ事務ヲ主ル 軍醫總監一人

⑱ ノ專務掛ハ法律ニ關スル事務ヲ主ル 書記官一人

五 測量局ニハ船長一人アリ測量ノヲ航海ノヲ地理ノヲ地圖ノヲ

航海ニ關スル器械書籍ヲ掌ル

④一ノ專務掛ハ測量及ヒ航海ノ報告浮標燈臺水先案内ノ事務ヲ掌ル 士官三人機關士二人

⑤二ノ專務掛ハ窮理實驗及ヒ其器械ニ關スル事務ヲ主ル 士官二人窮理學者一人

海軍局ノ屬官ニハ書記會計二十九人記簿掛十八人筆生十七人繪圖引十二人アリ

其他海軍局ニハ法律家一人アリテ海軍ニ關スル一切ノ法律事務ヲ監督セリ

又海軍長ノ顧問アリテ海軍ノ編制及ヒ器械ニ關スル重大ナル事件ヲ議定スルコトヲ掌ル海軍長其會長ト爲リ會長ヨリ召集シタル士官

及ヒ機關士ヨリ成ル

海軍局ヨリ監督スル官署左ノ如シ

一 司令長官局

①「キイール」及ヒ「ウイルヘムスハーヘン」ノ司令長官局ノ長官タ

ル者ハ各士官一人「アシユタント」數人醫者一人法學士二人僧數人會計掛一人アリ其事務ハ其管轄ニ屬スル軍人軍艦其他ノ船舶ニ命令ヲ爲スコトヲ掌ル其他器械學校士官學校ノ監督ヲ爲セリ

②兩港ノ水夫師團局ハ各長官タル士官一人庶務課一人「アシユタント」一人審問掛一人醫者一人會計掛一人アリ其職務ハ水夫ヲ教育シ且軍艦ニ必用ナル水夫ノ員數ヲ供スヘキコトヲ掌ル各

水夫師團局ハ四部ニ分テリ其外ニ水夫大砲課アリ水夫大砲課ハ港海岸ヲ警衛シ及ヒ大砲隊ニ供スル水夫ヲ教育スルコトヲ作ル各四部ニハ士官一人ト會計掛一人アリ水夫大砲課ニハ司令官一人ト「アシユダント」二人ト會計掛一人トアリ

兩港水夫師團局長官ト水夫大砲課長官ハ聯隊司令長官ノ權利義務ヲ有シ四部ノ各長官ハ大隊司令長官ノ權利義務ヲ有セリ

③兩港機關士師團局ノ事務ハ軍艦ニ必要ナル機關士職工ヲ作り又ハ造船場ニ必用ナル職工等ヲ供シ又ハ徵集シタル者ヲ機關士職工等ニ教育スルコトヲ主ル各師團ニハ長官タル士官一人「アシユダント」一人醫師一人會計掛一人アリ又各師團ハ二部ニ分レリ其一部ハ器械掛他ノ一部ハ職工掛ナリ各部ニハ士官

一人會計掛一人アリ其長官ノ等級ニ付テハ水夫大砲課ノ等級ニ同シ

④船乗教育部「フリット」ト「ヒヲルト」ニアリ

其職務ハ水夫又ハ下士官ト爲ルヘキ幼年者ヲ教育スル所ナリ司令長官一人「アシユダント」一人僧一人會計掛一人アリ

⑤海軍大砲局「キイル」ニ在リ

其職務ハ陣營及ヒ哨兵所ヲ看守ス則チ海軍ニ關スル建築物造船場又ハ停泊軍艦ヲ看守スルナリ六ノ「コンバニート」一ノ參謀官ヨリ成立テリ指令長官一人ト「アシユダント」一人ト醫師一人ト會計掛二人トアリ

⑥「キイル」鎮臺司令長官一人ト尉官一人トアリ其職務ハ「キイル」

ヲ護衛スルニアリ

二 行政官署

①「キイル」及ヒ「ウイルヘルムヌハーヘン」ニアル「スタチフンス
インテンダンツール」各二課ニ分ツ

鎮守府會計官

一課ハ軍艦及ヒ司令諸局部ノ出納、俸給、賃錢、兵糧、軍服ヲ掌ル
二課ハ陣營ノ管理、病院學校ノ會計、病院學校ノ建築、軍人旅宿
ノ事件ヲ主ル
各「スタチフンスインテンダンツール」ニハ會計官一人書記官
二人「アツセーソール」二人アリ其他必用ナル書記筆生アリ又
此「インデナンツール」ハ所屬ノ衣服庫、陣營建築陣營ノ監督
及ヒ病院ヲ總括セリ

②「三造船場」ダンチヒ「キヒル」ウルヘルムヌハーヘン」ニアリ此

造船場ハ直ニ海軍局ノ總括ニ屬セリ其造船局長士官一人アリ

其職務ハ船ヲ造リ器械ヲ製シ港ヲ築キ船ニ器械兵器ヲ備エ及

ヒ都テ造船ノ管理ニ係ル事務ヲ主ル造船局長ノ下ニ各事務ノ

專任者及ヒ其長ト爲ル者七人アリ之ヲ「ユルフテダレクトヲ

ール」ト云フ其七人ノ内ニハ機裝長大砲隊長航海長アリ是三

人ハ士官ナリ造船長器械製造長築港長アリ是三人ハ機關士ナ

リ行政長アリ是ハ會計官トス

③「兩大砲隊」フリドリヒスヲルト、ウイルヘルムヌハーヘン」ニ

在リ

其職務ハ兩港及ヒ海岸ヲ警固スルニ必用ナル大砲器具ノ管理

ヲ主ル然ナカラ軍艦ニ使用スル大砲器具ハ造船局ノ管理ニ屬ス
ス長官タル士官一人下士官七人トアリ

①「トルペードポース」

「トルペード」又ハ水雷火ニ供スヘキ物品ノ管理ヲ掌レリ兩箇
ニ分チ各士官一人アリ

三 學校

①「キイル」ニ在ル「マリ子アカデミー」アリ「子シユーレ」(長一人
ト副長一人其外教師アリ「アカデミー」ニハ軍事ニ關スル教師
三人軍事ニ關セサル教師十九人「シユーレ」ハ軍事教師三人軍
事ニ關セサル教師六人其他監督士官三人アリ庶務課長一人書
籍庫一人醫師一人會計掛一人トアリ)「マリ子アカデミー」ハ

士官ニ廣ク學問ヲ爲サシメテ上等官ニ爲ルヘキ性質ヲ與ヘシ
メ「マリ子シユーレ」ハ海軍士官ノ幼年者ヲ教育スル所ナリ

②「キイル」ニアル器械案針「トルペード」學校此學校ニ於テハ機關
士案針者ヲ作り及ヒ「トルペード」ニ必用ナル人ヲ仕立ル所ナリ
長副長各一人教師七人會計掛一人トアリ

四 「ハンブリヒ」ニアル海軍天文臺其職務ハ晴雨天變ヲ檢視スル
「ヲ掌ル長一人アリ四課ニ分レリ之ヲ中央局トス其他諸海岸
ニ天文支局ヲ設ケリ

四 司法局

ライヒスツシユンステーツアムト

獨逸國一切ノ司法ニ關スル事務ヲ掌レリ就中議院ニ差出スヘキ議案
ヲ起草シ及ヒ議院ニテ議定シタル後其法律ヲ施行スル方法ヲ作り及

獨逸裁判所ノ行政事務ヲ掌レリ（各國ノ裁判所ノ行政事務ハ各國ニテ主レリ）

「スターツセクレテール」一人「デレクトヨール」一人書記官六人定員ノ補助役二人（獨逸司法部ハ事務至テ少ナケレハ副「スターツセクレテール」ヲ設ケス）臨時ニ備ヒタル補助役二人書記會計役三人帳簿掛三人筆生六人トアリ

司法局ニテ監督スヘキ官署ニアリ

- 一 民法編纂委員伯林ニアリ長一人其他ノ委員十人輔佐人七人
- 二 獨逸帝國裁判所 「ライプチヒ」ニアリ
- 三 刑事掛
- 五 民事掛ト分レリ長一人掛リ長七人トアリ裁判官六十人檢事長

一人檢事三人書籍庫掛一人庶務課長一人書記十人筆生十六人

五 大藏局

ライヒスシャツアムテ

獨逸帝國ノ會計ニ關スル最上ノ官署ナリ其事務ハ會計豫算出納支出精算ヲ主ル及ヒ通貨紙幣國債ヲ掌ル又帝國ノ財産ノ他ノ官署ニテ管理セサルモノヲ管理シ其他國境稅租稅ヲ主ル

「スターツセクレテール」一人「デレクトール」二人書記官六人定員ノ輔佐役三人庶務課長一人書記會計掛十五人帳簿掛六人筆生十人

大藏局ヨリ監督スヘキ官署ハ左ノ如シ

- 一 帝國出納本局別段ノ官署ニ非スシテ獨逸帝國銀行ニ此局ヲ設ケリ
- 二 軍用金管理局（一億二千万「スパルンター」ニアリ）宰相ニテ直接ニ管理セリ然レモ國債委員ノ監督ヲ受クヘシ檢査掛一人出納掛一

人計算掛一人

三 國債局其事務ハ普國ノ國債掛ニ委任シ宰相ニテ之ヲ管理セリ每

ライヒス・ユルツェン・ハルツェン

ニ國債委員ノ監督ヲ受クヘシ其委員ハ上院ヨリ選舉シタル者二

ズン

人下院ヨリ選舉シタル者三人及ヒ獨逸會計審查員長一人上院ノ

會計委員長ヲ以テ其長トス

四 國境稅間接稅印紙稅「カルタ」稅ヲ監督スル爲メ「ライヒスベホル

メヒチヒテ」ト「スタチフランスコントリヨール」トアリ

「ライヒスベホルメヒチヒテ」ハ出張シテ各國ノ稅關本局長ノ

事務ヲ監督ス十三人アリ「スタチフランスコントリヨール」ハ國境

稅關及ヒ租稅關ノ事務ヲ監督ス四十二人アリ（是等ハ稅關ニ出

張シテ稅官ノ稅ヲ收立ルコニ付キ稅法ニ從テ爲スヤ否ヤヲ監督

ス）

五 「ハンブリヒ」「プレーメン」「リニューベツキ」ニアル（是等ハ國境稅連

邦ニ入ラス）帝國國境稅關ニハ各上等監督官一人其他監督掛出

納掛檢査掛數人アリ

六 城寨周圍地委員ニハ千八百七十一年十二月廿一日ノ法律ニ其意

ライヒス・ユルツェン・ハルツェン

義ヲ詳細ニ定メリ則城寨ノ周圍ノ地ニハ家屋ヲ建ルコヲ禁スル

ノ法ナリ其命令ニ對スル故障ヲ茲ニテ裁判ス國王ヨリ命スル軍

事ニ關スル委員四人ト其長一人代理人一人トニテ成レリ止々家

屋ヲ建ルト否トヲ決スルノミ之カ爲メ生スル賠償等ハ通常裁判

所ニテ裁判ス

六 獨逸帝國鐵道局 千八百七十三年六月廿七日ノ法律ニ詳カナリ

獨逸帝國官制

帝國鐵道局ハ全國ノ鐵道ヲ監督シ鐵道ニ關スル法律ノ施行ヲ主リ又鐵道ニ付キ不十分ナルコトヲ改正ス此局ハ伯林ニアリ

此局ノ官吏ハ帝ヨリ任ス此局ノ行政上ノ處分ニ對シテハ故障裁判掛ハルシュテグレンツングライヒス

ニ故障ヲ申立ツルコトヲ得ゼンハイシニアタケ

故障裁判掛ハ局長一人ト書記官二人裁判官三人ヨリ成ル(故障裁判

掛ハ帝國鐵道局ノ内ニアリ其局長裁判官書記官ハ都テ帝國鐵道局ヨ

リ兼勤シ臨時集會ス)

帝國鐵道局ハ局長一人ト書記官七人裁判官三人及其代理人三人トヨ

リ成ル

故障裁判掛ハ自己ノ責任ヲ以テ裁判ヲ爲ス帝國鐵道局ハ宰相ノ責任

ヲ以テ其命ニ從ヒ事務ヲ主ル

庶務課一人書記會計掛十一人記録掛四人筆生六人

七 帝國會計審査院 「ボツダム」ニアリ

レヒヒモンクノホーフツグストライヒス

其職務ハ毎年宰相ニ會計豫算表ニ從テ支出シタルノ義務ヲ免カレシ

メ且獨逸全國ノ會計ヲ監督ス此局ハ別ニ設クルニ非ス法律ニ因テ普

國ノ會計審査院ニ委任シタルナリ故ニ普國ノ會計審査院ニテ獨逸帝

國ノ事務ヲ主ルトキハ帝國審査院ト稱スルナリ其事務ハ數人合同シ

テ主リ宰相ニ對シ獨立スルコト裁判所ノ如シ

長一人「デレクトール」一人書記官十人長ト本局ニ屬スル會計掛二人

検査役四十九人

勘定役五人記録掛筆生各五人

八 軍人ノ負傷者救助資本管理局

インヴァリアンツ

普國官制陸軍省ノ部參看

此職務ハ佛國ヨリ得タル賠償金一億八千七百万「ターレル」ノ救助金ノ資本及城塞建築資本及下院建築資本ヲ管理ス

此資本ヲ預クル「フ」及算用ノ過誤及費出ニ付テハ官吏特立シテ其責ヲ負ヘシ其事務ハ宰相ヨリ監督ス且時々帝國國債委員ノ監督ヲ受クヘシ

帝ヨリ任セラレタル長一人上院ヨリ選ヒタル官吏三人ヨリ成ル

庶務課長兼出納掛一人書記會計掛三人筆生三人

九 帝國郵便局 伯林ニアリ

此局ハ獨乙ノ郵便ト電信トノ「フ」ヲ掌ル

宰相ノ直轄ニ屬シ「スターツセクレテール」之ヲ監督ス

此局ヲ三部ニ分ツ

第一部 郵便事件

第二部 電信事件

第三部 行政

其他「スターツセクレテール」ニ帝國ノ印刷事務(印刷局ハ獨立セリ

普國ヨリ獨國ヘ移リ郵便局ニ屬セリ十人ノ掛官吏アリ)ヲ委任セ

リ各郵便區ニハ郵便電信本局ヲ設クヘシ

此本局ニ屬スルニ郵便電信支局(伯林ニハ百二十九アリ)ト世話人(小村ナトニハ世話人ヲ置キ

役所ナシ)アリ此事務ハ獨乙中「バエールン」「ヴユルテンブリヒ」ヲ除クノ

外ハ全國ニ及フモノナリ郵便局ハ全國中ニ七千五百十三箇所アリ

其本局ハ四十ヶ所アリ大抵縣ニ應シテ設タルナリ電信局ハ五千六

百六十八ヶ所アリ其他電信ノ交通ノ爲メ二千八百十六ヶ所ノ鐵道

電信局アリ

三十八

「スターツセクレテール」一人ト其屬官ニ書記官一人書記六人アリ

④郵便課第一部ハ「デレクートル」一人書記官六人定員補助役二人

庶務掛一人

第二部ハ「デレクートル」一人書記官六人法律學者一人機關士一

人電信學校ノ教師一人庶務掛二人

第三部ハ「デレクートル」一人書記官六人定員補助役二人庶務掛

一人

⑤庶務課

一 會計掛

十四人アリ

二 人員掛

九人アリ

三 建築庶務掛 八人アリ

四 建築掛 五人アリ内三人ハ建築家ニシテ二人ハ圖引キ

五 諸規則掛 八人アリ

六 郵便時刻掛 十三人アリ

七 外國掛郵便一部 十五人

外國掛電信二部 五人

八 郵便電信統計掛 三人

九 登記掛郵便一部 十三人

登記掛電信二部 四人

十 謄寫掛 二十五人

十一 電信取扱掛 三人

獨逸帝國官制

三十九

十二 電信機關掛 四人

十三 電信建築掛 四人

十四 海底電信檢査掛 四人

其他郵便電信局ニ屬スルニ郵便電信出納本局アリ出納掛一人取

立掛一人記録掛八人書記四人

又郵便新聞紙局アリ八人新聞紙屋ト交通シ支局ノ新聞注文カ茲
夫ヨリ新聞紙屋ヘ注
文シテヤリ配達ス

又郵便器具局アリ二人

又「コンスタンチノボブル」郵便局アリ一人ブルニ設ケリ

又電信器具製作所アリ二人

十 帝國鐵道管理局

ライヒスアイゼンバハーンヘルツツンゲンスタット

此局ニ於テハ帝國ノ鐵道事務ヲ管理ス

局長ハ普國ノ工部卿ニテ書記官二人定員補助役二人書記一人記録掛

三人筆生二人アリ「エルザス」「ロートリンゲン」ノ鐵道其他ノ鐵道ハ

直チニ帝國ニ屬スルモノニシテ鐵道本局アリテ其管理ト建築トヲ主

レリ帝國鐵道管理局ノ監督ヲ受クヘシ「エルザス」「ロートリンゲン」ノ

鐵道本局ニハ長一人ト課長三人行政、法律、機關掛九人定員ノ補助役

二人トアリ

鐵道本局ニテ管理スル鐵路ノ長サハ千三百十九「キロメートル」ナリ

鐵道ノ停車場ハ二百六十九アリ其事務ヲ掌ル官吏ハ四千八百十八人

及ヒ建築掛ハ百三十人アリ

鐵道本局ニハ左ニ掲クル課アリ

獨逸帝國官制

中央行政課

カエントラールアドミニストラチオンズビロー

交際庫

ヘルダーマンズビロー

器械課

メトリクンスタットビロー

此課ニテハ鐵道ニ用フル器具又車ノ監督ヲ兼ネリ

建築課 鐵道ヲ新タニ設ケ又ハ改正スルコヲ主レリ

バウアービロー

出納本局

ハツプツトカビー

鐵道本局ニテ監督スル官署ハ左ノ如シ

ケネツトールゼレクシオン

一 運轉ヲ監督スル官署六アリ

ベトリクンスタットカネン

鐵道ノ保存鐵道ヲ増補改正スルコヲ監督ス

二 荷物監督官署六アリ

ギューテールインスペクチオン

「エルザス」「ロートリンゲン」ヲ六區ニ分テ監督局ヲ設ケタルナリ

其六區ニ運轉監督官署及ヒ荷物監督官署ヲ設ケタルナリ

其事務ハ荷物出納ノ事ヲ監督シ且乗客荷物ニ付テノ故障ヲ裁定

スルナリ

三 上等器械官署

ツーパーハルマシーチンマイナライ

其事務ハ蒸汽器械ト製造ヲ監督ス器械及ヒ車ノ保存ヲ監督ス

四 電信監督官署

テレグラフヘンインスペクチオン

鐵道ノ爲メニ電信ヲ監督スルナリ

五 建築掛

バウアーアグイムンゲン

新タニ鐵道ヲ築クコヲ監督スルナリ

十一 帝國銀行 伯林ニアリ

ライヒンバンク

此銀行ハ千八百七十五年三月十四日ノ法律ニ因テ設ケタルナリ此銀

行ハ帝國ノ監督ヲ受ケ帝國ノ官吏ニテ管理スルナリ
 帝國銀行ノ一種特別ナルコトハ帝國ノ出納局ニ對シテハ一箇獨立シタル法律上ノ人ト看做スヘキモノナリ故ニ帝國ニ於テ銀行ヲ管理スルコトハ全ク他人ノ爲メニ爲ス者ナリ

此銀行ハ株式會社ヨリ成立タルモノニシテ一億二千萬マルクノ資本ヲ有セリ此資本ハ四万ノ株式ニ分テリ其株式ハ記名ナリ一株三千「マルク」ノ株券ナリ

株主ハ銀行ノ義務ニ對シテハ止々株式ノミヲ以テ責ヲ負ヒ其他ノ財産ニハ及ハス株主ハ純益ノ分配ヲ求ムル權アリ又株主ハ全員會及ヒ總代會ニ於テ銀行ノ管理ニ加ハル權アリ此株式會社ハ殆ント通常ノ株式會社ニ異ナルコトナケレト帝國政府ノ關涉スルカ爲メ左ニ掲クル

異リアルヘシ

一 此銀行ハ人民ノ設ケタルニ非スシテ帝國政府ヨリ設ケタルナリ

二 帝國ハ株主ニ非サレトモ純益分配ヲ求ムル權ト解社ノ後資本ノ配分ヲ求ムル權アリ又帝國ノ私本ハ毫モ出金セサレモ銀行ニ銀行紙幣ヲ發行スル無限ノ權ヲ與ヘタリ之カ爲メ以上ノ純益分配ヲ求ムル權アルナリ

三 通常ノ株式會社ナレハ全員會ニ於テ頭取ヲ選ヒ且之ヲ免スルコトヲ得レトモ此會社ノ頭取ハ行政官吏ニシテ宰相ノ監督ヲ受ケレハ毫モ全員會ニ關係スルコトナシ銀行ノ事務ヲ主ル官吏ハ一切帝國ヨリ之ヲ命ス故ニ其官吏ノ權利義務ハ帝國官吏ニ異ナルコトナシ

ト雖モ其俸給退隱料ハ銀行ヨリ受クルナリ宰相ハ止タ銀行ヲ總括スルノミナリ直チニ銀行ヲ管理シ及ヒ代理セシムル爲メ頭取トウシュ役ヲ帝國ヨリ命セリ且其仕拂計算ハ一切帝國會計検査員ノ検査ケンサヲ受クヘシ

四此銀行ニハ株主ノ全員會アリ其權利ハ僅少ノモノニシテ止タ毎年ノ報告書ヲ檢閲シ總代ヲ選ミ銀行規則ヲ改正スルニ加ハルノミ(意見ヲ述フルノミ)

五通常ノ會社ナレハ監督掛カンブツケアリ頭取ノ事務ヲ監督スレレ此銀行ニ於テハ總代ニテ監督スルナリ總代ハ十五人ト其代理人十五人ヨリ成リ全員會ニ於テ株主ヨリ選フナリ此總代ハ少クレ一月ニ一度集會スヘシ其長ハ頭取ノ長タルヘシ

其職務ハ止タ頭取ノ事務ヲ監督スルモノナレレ或ル事務ニ付テハ意見(平均表、純益分配、官吏俸給退隱料表ヲ改正ノキ抵當金ヲ定ムル)頭取欠員ヲ選フト爲換買入相場利息)ヲ述フルコアリ又獨乙國(出納局)又ハ各連邦大藏省ト株主ノ利益ニ關係スル契約ヲ結フニハ總代ノ許可ヲ得ヘシ一体如此異ナルモノハ帝國ノ官吏ニシテ私有財産ヲ管理スルニ因テ生スルモノナリ又派出委員三人ヲ以テ特別ノ監督ヲ命シ何時タリトモ頭取一人立會ノ上帳簿ヲ點檢シ出納局ヲ検査スルコトヲ得其委員ハ總代ノ内ヨリ一年ノ期限ヲ以テ選フヘシ其他各國ノ政府ヨリモ銀行ノ事務ヲ監督セリ其監督官ハ「クラトーリユウム」ト云フ

其長ハ宰相ニシテ其他四人内一人ハ帝ヨリ命シ三人ハ上院ヨリ

選フヘシ

六通常ノ會社ナレハ全員會ノ決議ニ因テ解社スルコトヲ得レト此銀行ノ全員會ニハ其權ナシ元來此銀行ハ法律ニ因テ設ケタルモノニシテ千八百九十年ノ末マテハ之ヲ解社スルコト能ハス然レト帝國ハ一年前ニ報知シテ之ヲ解社スルコトヲ得レト報告ヲ爲サ、ル
其ハ更ニ十年間繼續スヘシ

○銀行ハ公ケノ爲メナル建築物ニシテ其事務ハ左ノ如シ

一金銀ノ融通ヲ爲シ權利者ト義務者トノ間ニ差引勘定ヲシテ便利ナラシメ人民ノ資本ノ使用ヲ媒チシ其他事務ノ範圍ハ法律ヲ以テ詳細ニ定メリ

二地方上ノ經界銀行ハ何レノ地方ニ付テハ法律ヲ以テ制限セス然レトモ爲スコトヲ得

レト外國ヘ支店ヲ設クルコトヲ得ス

其支店ノ内ニ大支店アリ其數獨乙國內ニ十七アリ其場所ハ上院ニテ之ヲ定メリ其他中支店アリ其場所ハ宰相ニテ之ヲ定メリ其數ハ全國中ニ四十三アリ又其外ニ小支店及ヒ世話人アリ其數凡百六十アリ其場所ハ銀行頭取ヨリ之ヲ定メリ

三此銀行ハ一般ノ爲メニ事業ヲ爲スヘキ義務ナシ止タ金貨引換ニテ銀行紙幣ヲ渡スヘキ義務アリ

法律上ニテハ義務ナケレト實際上一般ノ爲メニ爲スヘキ義務ハ左ノ如シ但法律上ノ要件ニ從フヘシ

①「ロンバルト」則動産ヲ預カリテ金ヲ貸スコト其利息ハ前以テ時々新聞紙ニテ公告スヘシ

⑤ 仲買人ノ業ハ爲換又ハ公債証書金銀ヲ賣買スル事務ヲ爲ス
ナリ其相場手数料ハ前以テ新聞紙ニテ公告ス

⑥ デポシトトゲセフテ預リ物ハ則チ左ノ如シ

① 鎖固シタル物ヲ預カルト是レハ止タ保存スルノミ

② 鎖固セサル物ヲ預カルト是レハ保存スルノミナラス其管理ヲ
モ擔任スルナリ例ヘハ公債証書ヲ預カリテ其利息ヲ受取ル
マテモ取扱フナリ

③ 通貨ヲ預カルト是レハ其期限ニ從ヒ利息ヲ付スルト付セサル
トアリ其預リ高ハ銀行ノ資本ト準備金ヲ超ユ可カラス

四銀行ノ秘密銀行官吏タル者ハ銀行ヨリ人民ノ爲メニ爲シタル事
務ヲ他ニ漏泄ス可カラス

其他此銀行ハ特權ヲ有セリ

④ 入用ニ從テ銀行紙幣ヲ發スル權アリ之ヲ發シ之ヲ消滅スルニ
ハ帝國國債委員ノ監督ヲ受クヘシ銀行紙幣ヲ發スル員數ハ法
律ヲ以テ定メスト雖モ間接ニ其制限ヲ受ケリ

一 銀行紙幣ニ該ル實價ヲ準備スヘキト則總高ノ三分ノ一ハ國
内ノ通貨又ハ金塊ニテ備エ三分ノ二ハ買受ケタル爲換ヲ以
テ備フヘシ其爲換ハ三ヶ月後ニ拂ヒ期限ノ來ルヘキモノニ
シテ少クモ二人ノ金力アル者ニテ保証スヘシ(之ヲ買フ件
ハ預シメ三ヶ月分ノ利息ヲ取ルナリ)

此要件ニ適スルト適セサルトヲ監督スル者ハ總代クラト
一リユウム並ニ一ヶ月間ニ少クモ四度明細書ヲ公告スル

一ニ因テ監督ス

二銀行紙幣ニ稅ヲ科スルコト流通ヲ爲ス銀行紙幣ノ員數カ私本
高ニ越ユルコト二億五千萬以上ニ至リタルハ百ニ付五ノ稅
ヲ取立ツヘシ此稅ハ紙幣ヲ制限スル爲
メニ定メタルモノアリ

此銀行紙幣ト正金トヲ引換フヘキ義務ハ止タ伯林ノ帝國銀
行ニアルノミ其他ノ支局ニ於テハ通貨ノ有金ヲ以テ引換ヘ
キ義務アリ

⑧「ロンバルド」ニテ抵當物ヲ裁判所ノ關係ナクシテ公賣スル
權アリ(長クハ三月ヲ經レハ公賣スヘシ典舖ハ通常六ヶ月)

⑨政府ノ收入稅ト營業稅トヲ出サ、ル義務アリ圓結ヨリ取立
ル稅ハ出スヘ
シ政府ノ家屋稅地稅ハ出
スヘシ印紙稅モ出スヘシ

銀行ノ編制

銀行頭取ハ長一人「エキスレト」ナリト其他六人ヨリ成ル都テ帝ヨリ任ス
頭取ハ伯林ニアル所ノ帝國銀行ヲ總括セリライヒスハワグテバンク

帝國銀行ハ左ノ如ク分レリ

中央局 五人ノ官吏アリ

金銀受取局 二人

株式登記局 三人

帳簿局 四十人

銀行出納本局 十九人

帝國出納本局 八人

爲替賣買出納局 十六人

獨逸帝國官制

差引勘定局 六人

抵當局 五人

抵當監督局 四人

有價証券買賣預り局 四十六人

登記掛 六人

筆生 八人

其他銀行ハ誓約ヲ爲シタル仲買人三人ヲ命シ株式買賣會所ニ於テ其事務ヲ取扱ハシム

大支店 (每店三人)

中支店 (每店三人)

此兩支店ハ帝國銀行ノ頭取役ヲ監督ニ屬シ而シテ小支店(每店

一人)及世話人ヲ監督セリ

普魯西國官制

王家ノ官制

一 式部 寮ト及宮内省

式部寮ハ參内拜謁及ヒ禮式ニ關スル事件ヲ主ル就中宮中ノ喪、

身分ノ等級又ハ國王及ヒ皇族ノ官吏ニ關スル事務及ヒ監督ヲ主ル

宮内省

宮内省ハ國法ヨリ論スレハ省ト稱スルハ甚タ不適當ナリ何トナレハ

國家ノ行政ニハ聊モ關係セサレハナリ其事務ハ國王及ヒ皇族ニ關ス

ル身分ノ婚姻死生ノ登記山林田畠(王位ニ屬スルモノト王家ニ屬

スルモノトアリ)ニ關スル事件ヲ主レリ又争ノ起ラサル契約遺言書

後見遺物配分婚姻等ノ國王及ヒ皇族ニ關スル事件ノ處分ヲ主レリ

式部寮及ヒ宮内省ハ各別ニ其長官アリ其他ハ兩官署ニ「デレクト
 ヲール」一人書記官三人出納監督掛一人書記會計掛三人記録掛三
 人アリ其他ニ王位ニ屬スル山林田畠ノ出納局アリ其出納局ニ檢査
 掛記録掛出納掛各一人アリ又王位ニ屬スル寶器アリ之ニハ寶器掛
 二人アリ其一人ハ出納監督掛ナリ計算掛一人
 宮内省ヨリ總督スル官署ハ左ノ如シ

- 一身分掛ハ身分(例ヘハ貴族平民)又ハ貴族ニ進ムルコヲ主ル長一
ハイロルツナト
- 人ト他ニ二人ノ掛アリ庶務掛二人茲ニ出納局アリテ二人ノ掛アリ
- 二王家書籍掛ハ一切王家ニ關係アル書籍証書類ヲ保存スルコヲ主レリ
ハハリスアラヒト
- 「デレクトール」一人書籍取扱掛二人庶務掛一人
アルヒリレン
- 三王家ニ屬スル山林田畑掛ハ長一人書記官八人庶務掛七人出納檢
ホーンカンメンヒニルキヨニフリンヘンミリーエンキエナル

查掛一人建築監督掛十四人

此掛ニテ管理スル事件ハ王家ニ屬スル山林田畑ノ事ニシテ各州
 毎ニ其掛ノ官署ヲ設ケリ

國王隨從ノ官吏

ホーラスカーツデスキロヒ

儀式附添總督官トハ(式部頭 既 頭 酌取頭 厨 頭 獵
ヲベルステホフフシヤルセン ヲベルストクンメル ヲベルストマルシヤル ヲベルストセンケ ヲベルストルフビス ヲイベル
 頭)ヲ云フ
スエーゲルマイスタル

儀式附添官ハ(式部 助 既 助 ハヲーベルスタルマイスト
ヲベルホフフシヤルセン ヲベルチエルモチーセイスタ ヲベルホーン及ハリスマルシヤル
 ル及ヒインデインタントデルキヨーニフリヘンシユロツセル」ヲ
 兼勤セリ「ヲーベルグワントケンメルゲ子ヲールインテンダント」

王ノ戲場ノ頭 式部 掛 外 國ノ公使ヲ 既 掛 副 獵
ギルキヨーニフリコンシヤススビレヒツターベルチエルモチーマイスタル
 頭二人副 式部 助 (ストルヲ補助シ及ヒ代理ス) 副 既 助
ハインストル ヒーツターベルチエルモチーマイスタル

普官國制

副王^{ビツラーベルン}官掛總計十一人ナリ

「ホーフシヤルゼン」此官ニ屬スル者ハ二十八人アリテ「シユロスハウプトマン」ト
カ又ハ「イエーゲルマイストル」トカ又ハ「チエルモ子ーマイストル」ノ官名ヲ有セリ」
其他國王ニ附從スル者ニ「カンメルヘル」及ヒ「カンメルユンケル」アリ
其他醫官二人アリ

又國王ノ寫字掛二人アリ

「ホーフマルシヤル」及ヒ「インテン」王官管理掛アリ

長二人 之ヲ二課ニ分ツ

一課^①ハ王家ノ管理ヲ主レリ「ホーフスターセクレテール」五人アリ

②ハ出納掛 三人

③ハ雜務掛 四人

二課^④ハ建築掛 一人

⑤王宮建築委員^{シエヒスツウニツツヒ}ハ建築官ヨリ五人ヲ命ス

⑥「ホーエンツオエレレン」家ノ博覽館ノ官吏

長 一人

看守人 一人

⑦法律掛 一人

⑧書籍庫掛 一人

⑨醫師 八人

⑩「エルトマンズドルフト」云フ所ノ王位ニ屬スル土地田畑掛二人

⑪「バーベルスベルヒ」ニアル國王ノ所有地管理掛 看守人 二人

植木屋 一人

普國官制

一ホーフマルシヤルアンムトヨリ監督スルモノハ左ノ如シ

- ①國王ノ侍從 三人
クニシツタルバレーボヤクシク
- 門衛監督 一人
カウスホーフマイストル
- ②買物掛 五人
ホーフブリーダ
- ③臺所掛 三人
ホーフキロヘイ
- ④酒掛 二人
ホーフケレンサイ
- ⑤「カツヘイキユヘイ」 一人
- ⑥銀器取扱掛 三人
ホーフシニルベルカシムル
- ⑦洗濯物掛 女五人
ライストウオイヒガシメルランシロワシハサス
- ⑧王官看守掛 各王家ニ看守人一人ツ、總計四十九人アリ
シユロウスヘルワルツク
- ⑨王官ノ炭薪掛 二人
ホーフバワ及ホルツシホーヘルランツク

花 園 掛 キヨニダリヘンガシインテンダシツル

長 一人 其他三人

植木培養官 十三人
ホーフゲルトナ

培養掛 六人
ワベルゲルトナ

花園看守人 三人
ガルテンヘルワルタル

儀 式 局 ヨーベルチエルホチーマイストルアムト

儀式掛 四人
チエルホチーマイストル

書記 一人

記録掛 一人

厩 局 キヨニブリヘターベルマルスタ

長 一人

普國官制

補助役 二人

此局ニ附屬スルモノハ

一 厩掛 三人

二 出納掛 二人

三 伯林ニアル 「マルステレ」

四 「ポツダム」ニアル「マルステレ」

「スタルマイステル」三人 醫師 二人

「スタルマイステル」一人 醫師 一人

獵掛

長 一人 其他六人

書記 一人

出納局監督掛 一人

出納掛 一人

音樂掛

長 一人

庶務掛 五人 伯林ノ「ミナラス」ハ「ノーフル、ナツセル、

國王ノ身ニ隨從スルカ如ク皇后皇族ニモ別ニ同一ノ編制アリ

以上掲クル所ノ都テノ官吏ハ盡ク國王ノ定額ヨリ俸給ヲ受ク可シ

以上掲クル所ノ外ニ緊要ナル國王ノ秘密書記官局ハ國家ノ事務ニ

關シ國王ニ代リテ其事件ヲ主レリ之ヲニ分ツ

一文事秘密書記局長 一人 一万五千「マルク」

書記官 一人 八千七百「マルク」

普國官制

庶務掛 一人五千四百マルク

書記 二人 一人ハ四千八百マルク 一人ハ五千四百マルク

記録掛 八人 三千マルクヨリ五千四百マルクマテ

平均四千二百マルク

此事務ハ特赦ノ事ヲ主ル

二軍事秘密書記官局

ケハイムカヒトシヒニハタミリデーレアーレンゲンハイゲン

此局ニ於テハ直チニ國王ニ出ス可キ軍事ヲ主ルナリ之カ爲メ國

王ヨリ軍官ニ委任シテ其事ヲ主ラシム(例ヘハ軍事裁判判決ニ

因テ國王ノ認可ヲ得可キ者又ハ特別ノ恩給願ノ類ヲ云フ) 直チニ國

王ニ行クモノニシテ陸軍卿ノ手ヲ經サル事柄ヲ云フ

其官員ハ陸軍省ノ人員課ノ官吏ト同一ノ者ナリ 陸軍省ノ部ニ詳カナリ

政府ノ官吏

參議院

「スターツラート」ハ千八百十七年マテハ最上ノ行政官ニシテ今日ノ内閣ト同シカリシナレトモ千八百十七年ノ布告ニ因テ其編制ヲ變シ止タ國王ノ評議官ト爲リ更ニ行政ニ加ルコナシ其事務ハ就中新タニ設ク可キ法律ノ意見ヲ述ヘ又ハ各省ノ間ノ權限爭ニ付キ意見ヲ述フルニアリ此院ハ千八百四十八年頃ニハ實際名アリテ實ナケレバ當時ノ憲法ニ從來ノ官署ハ其儘保存ス可シトアルヲ以テ見レハ法律ニ於テハ現存スル者ト認メタルナリ則千八百五十四年「フリドリ―ヒツイルレム」第四世カ參議院ヲ召集シタルコアレハ今日ニテモ國王ハ

何時ニテモ召集スルヲ得ルナリ

參議院ハ左ノ人員ヨリ成ル

一 滿十八歳以上ノ王家ノ皇族

二 職務上ヨリシテ參議院議員ト爲ルヲ得ル官吏則内閣長陸軍大

將諸省ノ卿會計検査院長國王ノ文事秘密書記官長軍事秘密書記

官長伯林ニ出府スル司令將官州長

三 國王ヨリ特別ノ信用ヲ得テ參議院ノ議官ニ任シタル者十四人アリ

參議院ヲ設クルニ付テノ布告千八百十七年三月二十日發ス

第一條 參議院ハ本年四月三十日ニ於テ始テ開院シ夫レヨリシテ其

事務ヲ掌ル可シ其開院所ハ伯林都府ノ國王ノ城ヲ以テ爲ス可シ

第二條 參議院ハ國王ノ評議所ニシテ國家ノ行政ニハ毫モ關涉セサ

ル者トス

參議院ノ職務ハ行政ノ基礎ト爲ル可キモノヲ評議スルニアリ故ニ

① 都テノ法律(憲法行政ニ關スル法律)行政規則ヲ改正ス可キ行政

事業(鐵道礦山ノ類)ヲ起ス可キモ、憲法ニ因テ諸省ノ卿ニ委任セ

サル一般ノ行政處分、以上ノ凡テ新ニ法案ヲ起シ又ハ現行ノ法律

ヲ廢止、改正、及ヒ説明スルヲハ必ス國王ノ裁可ヲ得可シ

後來ニ至テ議員ノ立法ニ參與スルヲニ付テハ千八百十五年五月二

十二日ノ布告ニ從テ設ク可キ憲法ニ詳細ニ定ム可シ

② 諸省間ノ權限爭

③ 已ニ行ハル、法律ニ從テ參議院ノ權限ニ屬スル事件(例ヘハ普國法

律全書第二卷第十章第一百一條ニ從ヘハ政府ノ官吏ノ職務ヲ免スル)

③國王ヨリ特ニ參議院ニ委任スル事件就中國王ノ意見ニ因リ諸省ノ裁定ニ對シ人民ヨリ申立タル故障

國王ハ其都度參議院ニ於テ裁定ス可キモノト止々其意見ヲ述ヘキモノトヲ定ム可シ外交ノ事件ニ付テハ國王ニ於テ重大ナルモノト思量シテ特ニ參議院ニ委任スルニ非サレハ評議スルヲ得ス

第三條 參議院ノ會長ハ國王ニ於テ必要ナリト認メタルハ國王自カラ會長ト爲ル可シ其他ノ場合ハ千八百十年十月二十七日ノ布告ニ從テ宰相ヲ會長ト爲ス可シ會長ハ會議ヲ整頓ス可シ

第四條 參議院ハ左ノ人員ヨリ成立ツ可シ

- 一 普國王家ノ皇族ニシテ十八歳ニ至リタル者
- 二 職務上ヨリ議官ト爲ル可キ官吏則チ當時ハ

宰相及ヒ參議院議長大將諸省ノ卿内閣書記官長但内閣書記官長ハ參議院ニ於テ調書意見書ヲ作り且事務ノ方式ヲ定ム可シ驛遞長官大審院長會計検査院長國王ノ密機官軍事ニ付キ國王ニ奏聞ヲ爲ス可キ士官、諸州ノ司令長官但其長官ハ特ニ召集セラレタルハ限ル

三國王ノ信用ヲ得テ特ニ參議院ノ議官ニ命セラレタル官吏當時ハ④附録ニ掲ケタル人員ナリトス

第五條 前條ノ人員ノ全員會合スルヲ總會議トス若シ疾病事故ニ因テ不在スルニ非サレハ通常必ス之ニ集合ス可キモノトス若シ不在ス可キハ會長ニ其旨ヲ届出可シ

會議ハ少クモ王家ノ皇族ヲ除キ議官十五人出席スルニ非サレハ開

會スルコトヲ得ス

七十二

第六條 參議院ノ議官ハ各自其本官ニ屬スル尊號ヲ有ス

參議院ニ於テハ等級ヲ定メス故ニ王家ノ皇族ヲ除クノ外何レノ席

ニ就クモ可ナリ止タ會長ハ一定ノ席ヲ有ス可シ會長ノ右ニハ其都

度主査ノ議官左ニハ内閣書記官長ノ席ヲ設ク可シ

參議院ノ議官ハ議官トシテハ俸給ヲ受クルコトナシ

内閣書記官長ニハ必要ナル補助役ヲ附屬セシム

第七條 參議院ニ於テ評議ス可キ事件ニ於テ其調査十分ナラサルモノ

ヲ總會議ニ付ス可キ前ニ審査セシムル爲メニ參議院ヲ七部ニ分ツ可シ

一 外務部

二 軍事部

三 司法部

四 財務部

五 通商營業部

六 内務部警察部

七 文部工部

法律起草ノ爲メニ特別ニ部ヲ設クルコトヲ要セス法律ハ以上ニ述フ
ルカ如ク各部又或ル事件ニ於テハ數部連合シテ從來ノ法制委員ノ
事務ヲ爲セハナリ

第八條 各部ハ議官五人ヨリ成立ツ可シ各部議官ノ一部ハ他部ノ事
務ニ屬スル本官アル者ヨリ成立ツ可シ各部ニ於テ最高ノ等級ヲ有
スル者ヲ部長トシ其事務ヲ整頓セシム可シ部長ハ議官ニ非サル官

吏學者商人土地所有者ヲ呼出サンコトヲ議長ニ求ムルコトヲ得議長ハ是等ノ者ヲ呼出スコトヲ得然レモ是等ノ者ハ投票權ヲ有スルニ非ラズ止々問辨スルノミ

第九條 本年七部ノ議官ニ任シタル者ハ(ロ)ノ附録ニ掲ケタルモノナリ國王ハ毎年ノ始メニ議官ヲ改正シ又ハ据置クコトヲ得

第十條 諸省ノ卿ハ其本務ノ部會ニ出席スルコトヲ得必ス其事務ニ付テハ書記官一人ヲ部會ニ出席セシメテ其事務ヲ辨明セシムヘシ卿及ヒ書記官ハ部會議ニ於テ投票スルコトヲ得ス

第十一條 部長ハ部會議ニ於テ自己ニテ其事務ヲ陳明シ又ハ議員ニ命シテ之ヲ陳明セシム可シ部會議ヲ開ク前ニハ預シメ其事件ヲ部ノ議官ニ廻達ス可シ

第十二條 前條ノ陳明ヲ終リタル後ハ可否ノ投票ヲ爲シ多數ニ因テ之ヲ決ス可シ部會議ノ部長ハ他ノ議官ト同シク一箇ノ投票權ヲ有ス可シ

第十三條 部ニ於テハ部長ヨリ議官一人ヲシテ調書意見書其他ノ書類ヲ作ラシム可シ

第十四條 部ニ於テ調査及ヒ意見書ヲ作ルニハ重大ナル事件ニ非サレハ遅クトモ十四日內ニ重大ノ事件ナレハ四週間內ニ之ヲ成功整頓シ議長ニ差出ス可シ此期限ヲ越ユルモハ其越エタル理由ヲ議長ニ申出ツ可シ

第十五條 議長ハ部長ト協議シテ其部ノ意見書ヲ總會議ニ於テ陳述ス可キ主任者ヲ定ム可シ(議長ノ右ニアル者ヲ云フ)意見書ニハ十分其意見ヲ掲載ス可シ

第十六條 此意見書ヲ總會議ニ付スル前ニ内閣書記官長ト議長ヨリ定ムル司法部ノ議官一人ニテ法律草案ノ文字ヲ調査セシメ不都合ナル所ハ其事務ヲ主任スル所ノ部ト連合シテ改正ス可シ

第十七條 部長ハ其部ノ事件ニ付キ諸省又ハ其他ノ官署ヨリ其事件ニ關スル書類又ハ報告ヲ差出サシメ其事件ヲ明白ナラシムルヲ得第十八條 會議ノ事件數部ニ干涉シタルキハ議長ヨリシテ連合會議ヲ開カシム可シ

第十九條 王家ノ皇族ハ各部ニ屬セス止タ總會議ニ加ハルノミ

第二十條 參議院ニ於テハ國王自カラ勅令スル所ノ事件ニ非サレハ會議ニ付スルヲ得然レモ第二條ノ(四)ハ此例外ニシテ議長ヨリ會議ニ付シ且場合ニ因テハ部ニ於テ調査セシムルヲ得

第二十一條 議長ハ總會議ニ付ス可キ部ノ事件及ヒ意見書ノ順序ヲ定ム可シ

内閣書記官長ハ其事件ノ主務ノ卿及ヒ主任者ニハ勿論其他ノ議官ニモ其定リタルヲ通知ス可シ

第二十二條 議長出席セサレハ總會議ヲ開クヲ得ス議長事故アリタルキハ國王ヨリシテ議官ノ中ヨリ議長ト爲ル可キ者ヲ任ス可シ至急ヲ要ス可キ場合ニハ議長自カラ其代理人ヲ命シ國王ノ認可ヲ受ク可シ

第二十三條 總會議ヲ開ク可キ度數ハ各部ノ事務ノ多少ニ因テ定ム可キモノナレハ國王自カラ議長ニ命シテ之ヲ開カシム可シ

部會議ノ度數ハ其事務ノ多少ニ從テ自カラ之ヲ定ム可シ

第二十四條 主任者ハ總會議ニ於テ議長ヨリ定メ内閣書記官長ノ執

筆シタル順序ニ從ヒ其事理ヲ辨明ス可シ各部ノ議官中ニ意見ヲ異ニスル者アレハ其者ヲシテ其理由ヲ陳述セシメ然ル後總議官ノ投票ニ因テ決ス可シ

各部ノ議官ノ陳述ヲ爲シタル後其事務主任ノ卿ヨリ發議ス可シ總議官同論ナルトハ内閣書記官長ニテ其決議ヲ調書ニ記載ス可シ不同意者アルトハ其旨ヲ議長ニ申出テ議長ハ不同意者ノ順序ヲ定メ其理由ヲ陳述セシム可シ然ル後主任者ニ於テ數說ノ一決セサル所ヲ簡略ニ述ヘ議長之ニ投票セシム可シ其可否ハ多數ニ因テ決ス可シ

第二十五條 可否同數ナルトハ議長ノ決スル所ニ從フ意見又ハ決議ハ多數ニ因テ決シタルカ如ク書面ニ之ヲ認ム可シ

第二十六條 内閣書記官長ハ議事調書ヲ作り出席シタル議員ノ氏名

ヲ記載シテ本人ノ手署ヲ受ク可シ

第二十七條 議長事故アリテ出席セサルトハ内閣書記官長ヨリ會議終リタル後議事調書ヲ議長ニ差出シ其手署ヲ乞フ可シ

第二十八條 國王自カラ會議ニ加ハラサルトハ宰相ヲシテ參議院ノ意見書ヲ國王ニ捧呈セシム國王ハ參議院ノ決議ヲ允可シ又ハ允可ヲ拒ミ又ハ意見ヲ付シテ再ヒ參議院ニ却下シ再議ニ付セシムルコトヲ得

參議院ノ意見書及ヒ法律布告ノ草案必ス國王ノ認可ヲ得可シ官署ニ於テハ國王ノ裁可ナキモノハ法律ノ効力ヲ有スルモノト看做サス法律ハ議長之ニ手署シ内閣書記官長之ニ公證ス可シ

第二十九條 黨族現今ノ國會ナラン會議ニ付ス可キ法律ハ參議院議長ハ議官一人又ハ數人ヲシテ委員トシテ其會議ニ派出セシム可シ會議終リ

タル後ハ再ヒ其法律ヲ國王ニ差出ス可シ

第三十條 參議院議官ノ休暇ハ己ニ頒布シタル法律ニ從ヒ國王自カ
ヲ又ハ議長ヨリ之ヲ與フ可シ

第三十一條 六月七月八月ノ三月間ハ會議ヲ開カス但至急ヲ要ス可
キ事件ハ此限ニ在ラス

各部ノ事務ハ休暇ス可カラス

第三十二條 國王ハ當時ノ宰相「ヒルストホンハルデンベルヒ」ニ命
シテ此法律ヲ施行セシム可シ

①表

參議院議官

一職務ニ因テ參議院ノ議官タル者

宰相 議長ヲ兼ヌ

大將 二人

司法卿

大藏卿

内務卿

警視總監

陸軍卿

内閣書記官長

驛遞長官

大審院長

會計檢査院長

普國官制

國王秘密書記官

軍事ヲ奏問スル士官

二州ノ司令長官七人但特別ニ召集セラル、其ニ限リ會議ニ加ハル可シ
州長 十人但特別ニ召集セラル、其ニ限リ會議ニ加ハル可シ

三國王ヨリ信用ヲ得テ特別ニ議官ト爲リタル者

「ヒルスト」、士官、博士其他官吏 三十四人

ⓐ表

一 外務部

歩兵大將 一人

非職ノ卿 一人

中將 一人

公使館書記官 二人

二 軍事部

歩兵大將 二人

中將 二人

少將 二人

陸軍會計官 一人

三 司法部

非職ノ卿 一人

書記官 一人

公使館書記官 一人

大博士 一人

普國官制

「ライン」州ヨリ命ス可キ者一人當時未タ任命セス

四 財務部

非職ノ卿 兼中將 一人

参議院書記官 グライムスライツト 一人

大藏書記官 三人

五 通商營業部

内閣書記官 一人

司法省書記官 一人

大藏書記官 二人

公使附ノ書記官 一人

六 内務警察部

非職ノ卿 一人

内務書記官 三人

参議院議官 一人

七 文部及ヒ工部

内閣書記官長 一人

大教正 一人

中教正 一人

内務書記官 二人

各省

立憲政体ノ國ニ於テハ政府ノ行政ヲ爲スニハ卿ノ責任ヲ必要トス卿

普國官制

ハ執政權ヲ主ルカ爲メ特立シタル官省ノ長ナリ其官省ハ國家ヲ治ルカ爲メニ種々分別ヲ爲ス可シ則外國ト交際ヲ爲スニハ外務省ヲ設ケ外患ヲ防クニハ陸軍省ヲ設ケ法律ヲ維持スルニハ司法省ヲ設ケ其他一切ノ行政ヲ主ラシムル爲メニハ内務省ヲ設ク是等ノ官省ヲ維持スルニ固ヨリ金額ヲ要スレハ大藏省ヲ設クルナリ此五ノ官省ハ立憲政體ノ國ニ在リテハ如何ナル國ト雖モ必ス其一ヲ缺ク可カラサルモノナリ又國家ノ事務ノ多端ナルカ爲メニ事務ヲ分テ別ニ省ヲ設クルコアリ則普國ニ於テハ海軍ヲ陸軍省ヨリ分テ海軍省ヲ設ケ通商營業ヲ内務省ヨリ分テ通商營業省ヲ設ケ工業ヲ内務省ヨリ分テ工部省ヲ設ケ農業ヲ内務省ヨリ分テ農務省ヲ設ケリ但海軍ノ事務ハ獨逸帝國ニテ一切之ヲ主レハ普國ニハ今日海軍省ナシ

行政ハ國王及ヒ議院ニ對シテ其責任ヲ負フ者ニテ之ヲ主ル可シ故ニ行政ニ關スル事件ニシテ直接又ハ間接ニ卿ノ責任ニアラサルモノナシ又行政ハ一人ニシテ其責ヲ負フコヲ要スレハ從前ノ如ク數人共ニ其責ヲ負フ可キ編制ヲ廢セサル可カラス今日ノ立憲政體ノ國ニ在テハ其責ヲ負フ者ハ卿ニシテ其他書記官アリ卿ノ事務ヲ助ケ又ハ代理スレレ之レハ止々卿ノ事務ヲ助クルノミニシテ其責ハ每ニ卿一人ニシテ負フ可シ各省ノ卿ハ宮内省ノ卿トハ異リ等級ハ同一ナレレ國王ニ對スルモ行政ニ付テハ威權アルモノニシテ國王タリトモ卿ノ手署ナケレハ獨斷ヲ以テ政事ヲ爲スコヲ得ス

又各省ノ卿ハ其省ニ於テハ獨立シテ事務ヲ主ルモノニシテ他ノ省ノ卿ヨリ指揮何レモ同等ニシテ上下ナシヲ受クルコトナシ假令内閣長ト雖モ其省ノ事

ニ關シテハ指揮ヲ爲スコトヲ得ス然レモ獨逸帝國ニ於ケルスターツセクレテールハ其位地タルヤ普國ノ卿ニ等シケレモ獨立シテ其局ノ事務ヲ主ルコトナク毎ニ宰相ノ指揮ヲ受ク可シ是レ帝國ト普國ト其編制異ナル所ナリ

又諸省ノ卿ハ直チニ國王ト往復ス可シ又諸省ノ卿ハ國王ヨリ許可ヲ經タル後ニ施行ス可キ事件アリ其事件ハ千八百十年十月七日ノ布告ニ定メリ(例ヘハ卿ヨリ官吏ヲ任スルモ國王ノ許可ヲ得ルノ類)

各省ニ於テ主ル事件ハ固ト國家行政ノ一部ナレハ其行政ノ區々ニ爲ラサル方法ナカル可カラス則卿ノ集會(内閣ナリ)アリテ共ニ行政事件ヲ決議スルナリ内閣ニ於テハ多數ニ因テ決スト雖モ必シモ然ラサル者アリ即チ或ハ國王ヨリ少數ノ説ヲ採用スルコトアリ或ハ協議ヲ遂クルコトモアリ

ル可シ若シ國王モ採用セス協議モ遂クル能ハサルモハ辭職スルコトヲ得

一 内閣

スターツメンストロム

内閣ハ通常一週間ニ一度集會ス可シ又必要ナルモハ之ヨリ多ク集會シ一般行政事件及ヒ各省間ノ權限ノ疑シキモノヲ議定ス就中千八百十七年十一月三日ノ布告ニ從ヘハ諸省ノ卿ハ時々管轄事件ノ報告書ヲ内閣ニ差出ス可シ

又一般ノ利害ニ關スル法律ノ草案ヲ決議シ各卿ノ意見ノ異ナル所ヲ一定ニス可シ

又憲法發行以來ハ内閣ニ於テ議定ス可キ事件ハ左ノ如シ

- 一 憲法五十七條五十八條 丁年ノ國王ノ位ニ就ク者ナキモハ内閣ニテ執政ヲ主ル云々
- 二 同 六十三條ノ事件 公ケノ安寧ヲ防護スル爲メニ内閣ノ責任ヲ以テ臨時法律ヲ發ス

三 内亂ノ際籠城ノ公告ヲ爲ス_一又千八百五十一年六月四日ノ籠城規則ニ從テ憲法ノ或ル箇條ヲ無効ニ爲ス權アリ

四 千八百五十二年七月二十一日ノ行政官懲戒法ニ從ヒ懲戒控訴裁判ヲ爲ス權アリ

其人員ハ

内閣長 一人 内閣長トシテハ俸給ナシ

副長 一人 三万六千マルク

諸省ノ卿

大輔 一人 一万五千マルク官宅

書記官 三人 七千五百マルクヨリ九千九百マルク

庶務課長 一人 五千四百マルク

書記記録掛 七人 三千マルクヨリ五千四百マルク

寫字局長 一人 平均四千二百マルク

寫字局書記 五人 千八百マルクヨリ三千三百マルク

定額二十九万八千六百十マルク 内ニ内閣新聞紙局

内閣ヨリシテ直轄ス可キ官署ハ左ノ如シ

一 伯林懲戒裁判所 定額一万四百十マルク

裁判官十一人ヨリ成ル 裁判官ハ兼務ナリ

手當料トシテ一人ニ付六百マルク

其他定員ノ補助役一人アリ 裁判官タルノ性質ヲ有ス可キモノナ

リ 通常「アツセソール」ナリ二千百六十マルクナリ

二 寺院裁判所 定額三万四百二十五マルク

普國官制

千八百七十三年五月十二日ノ法律ニ因テ設ケタルナリ

長 一人

裁判官十人

庶務掛二人

都テ兼務ナリ

三上^{オスキヨニフリ}等行政裁判所^{ハルツンク}定額十五万三百マルク

所長 一人 一万五千マルク

局長 一人 一万二千マルク

裁判官 十人 ^{七千五百マルク}ヨリ ^{九千九百マルク}マテ平均 ^{六百マルク}ツ、ヲ等級トス

兼務裁判官一人 ^{五百マルク}手當トシテ千

庶務掛 四人 ^{三千マルク}ヨリ ^{五千四百マルク}マテ平均四千二百マルク

書記 五人 ^{千八百マルク}ヨリ ^{三千三百マルク}マテ平均二千五百五十七マルク

四行^{ライベル}政官ト爲ル者ノ試験掛^{定額二千九百七十マルク}

此試験掛ハ大藏卿ト内務卿ヨリ特別ニ總括セリ

其委員 四人 盡ク兼務ナリ 手當金六百マルク

庶務掛 一人 兼務ニシテ手當金三百マルク

五内閣新聞掛^{リテラリシビロ}此定額ハ内閣ノ定額中ナリ

此掛ハ外務卿ト内務卿ト特別ニ總括セリ 其事務ハ政事ニ關スル

公告事件ヲ新聞紙屋ヘ送り又ハ政事ニ關スル新聞紙ヲ改正セシ

ムルコヲ主ル

長 一人 四千二百マルク

書記 一人 二千八百五十七マルク

普國官制

六 獨逸及ヒ普國ノ公告掛

長官 一人兼務ヒリ手當料千二百マルク

長及出納掛 一人四千二百マルク

編修官 一人五千百マルク

書記 四人 二千百マルクヨリ 四千二百マルクマテ 平均三千百五十マルク

公告ヲ受取り及ヒ新聞ヲ發行スルコトヲ主ル

此掛ニテ新聞公告料ヲ取り又新聞賣上代ノ總收入ハ四十四万四千四百マルク支出ハ三十六万九千四百マルクナリ万一不足スルハ總費用ノ三分一ハ獨逸出納局ヨリ出シ三分ノ二ハ普國ニテ出セリ

七 法律全書掛

此掛ハ獨逸帝國ニ別ニアリテ其事務ハ獨逸國ニテ之ヲ主レリ之カ爲メ普國ヨリシテ獨逸國ヘ三万マルクヲ拂ヘリ

法律ノ編纂及ヒ正誤ハ内閣ニ於テ之ヲ爲ス其掛ノ官吏ニ此掛ヨリ千六百マルクヲ給ス

總費用ハ十七万二千六百マルクニシテ收入ハ費出ヨリ二百三十万マルクノ餘分アリ一法律ヲ六万六千部ツ、摺立テリ

八 權限爭裁判所定額八千三百マルク

裁判官 十一人

内六人ハ上等地方裁判官タル可シ五人ハ上等行政官又ハ裁判官タル可シ裁判官ハ六百マルクノ手當料ヲ受ケリ

書記 一人五百マルクノ手當料

普國官制

屬官 二人四百五十マルクノ手当料

以上ハ直チニ内閣ニテ管轄スルモノナリ

以下ハ内閣長ニテ管轄スルモノナリ

一賞勳局定額十六万マルク

長一人

其他五人別ニ体給ナシ

長ハ士官ノ内ヨリ命スルコアリ又ハ行政官ヨリモ命セラル、コアリ其他五人モ亦同シ

書記庶務掛 六人アリ 内二人ハ出納掛ノ事務ヲ主ル

寫字局長 一人アリ 三千マルクヨリ五千四百マルク平均四千二百マルク

筆生 三人 千八百マルクヨリ三千三百マルク平均二千五百五十七マルク

賞牌ヲ造ル爲メニハ政府ヨリ七万二千マルクヲ別途ニ渡ス可シ

各賞牌ノ圖ハ官員録ノ始メニ記セリ

二 書籍館 書籍館一切ノ定額二十九万七千マルク

書籍庫及ヒ其官吏ハ内閣長ノ監督ト懲戒ニ屬セリ

長 一人九千マルク

特別ニ之ヲ監督セリ諸州ニ在ル書籍館ハ直ニ州長ノ監督ニ屬セリ

書記會計掛 二人 三千マルクヨリ五千四百マルク平均四千二百マルク

書籍館長ニテ監督ヲ爲ス可キ官署ハ左ノ如シ

①伯林ニアル政府ノ書籍館(政府ノ書籍館トブランデンブリヒ州ノ書籍館ヲ合併シタルナリ)

長 一人

前項ノ長ヨリ兼勤シ三千「マルク」ノ手當料アリ

書籍掛 六人三千「マルク」ヨリ六千「マルク」マテ平均四千八百「マルク」

◎諸州書籍館 十五アリ

書籍掛 二十人

書記 十四人

總計 三十四人ノ官吏アリ其俸給八千八百「マルク」ヨリ四千

五百「マルク」マテ平均三千百五十「マルク」

其他伯林ノ書籍館ニハ筆生一人アリ二千八百五十「マルク」

其他ノ州ニハ筆生三人アリ千六百五十「マルク」ヨリ二千五百五

十「マルク」マテ平均千九百五十「マルク」

二 外務省

ミニステリウヴムザルアウスイニールチカンアーシケレグシハイト

外務省ハ止タ名ノミ残りタルモノニシテ其事務ハ獨逸外務省ニテ

主レリ普國ハ普魯西國限リノ事件ニ關スル官吏ノ俸給トシテ九万

「マルク」ヲ獨逸國ニ拂フ可シ(他ノ連邦ヨリモ出セリ)公使領事ハ盡

ク獨逸ノ官吏ナレト別ニ普魯西國ヨリ各連邦ニ派遣スル公使八人

アリ

三 大藏省

ヒナツクニミニストラム

大藏省ハ一切國家ノ經濟ニ關スルヲ主レリ就中會計豫算表ヲ作

リ之ヲ議院ニ差出ス可シ又國家ノ收入ニ關スルヲ主ルカ爲メ山

林田畑モ古ヘハ大藏省ニ屬セシナレトモ千八百七十八年以來ハ大

藏省ヨリ分テ之ヲ農務省ニ屬セリ其所以ハ山林田畑ハ率子經濟上

普國官制

ノ技術ヲ要スルモノナレハ大藏省ヨリ分テ別ニ管理セシムルヲ便
利ナリトセリ

大藏省ハ一切ノ收入ヲ取立及ヒ一切ノ支出ヲ確定スルコトハ能ハサ
レレ之ヲ豫定ス可シ一切ノ收入ヲ取立ルヲ以テ出納本局ヲ大藏省
ニ設ケリ

故ニ大藏卿ハ財産上ニ付テハ政府ヲ代理スルモノナリ
卿 三万六千マルク官宅

⊕大輔 一万五千マルク

⊖少輔 二人各一万五千マルク

書記官 二十一人

土地登記掛長 一人

七千五百マルクヨリ九千五百マ
ルクマテ平均八千七百マルク

※本局長

一人（卿ニ屬ス）五千四百マルク

×出納掛

一人八千百マルク

×帳簿掛

一人六千マルク

8金銀受取役

一人

△獨逸國へ納ム可キ税掛長

一人六千マルク

書記及ヒ會計掛帳簿掛

寫字局長

七十七人

庶務掛

三千マルクヨリ五千四百マル
クマテ平均四千二百マルク

別ニ書記

一人アリ五千四百マルク

出納本局出納助役

一人三千マルク

寫字局筆生

出納本局筆生

二十三人千八百マルクヨリ三千三百マルクマテ平均二千五百五十七マルク

卿ハ別ニ一局ヲ有セリチェントラールベロー

区局長 一人

其他官吏四人アリ

省ハ左ノ如ク局ニ分ツ

第一局ハ 會計豫算及ヒ出納ヲ主ル就中縣廳ノ會計豫算ヲ主レリ

各縣廳ハ其縣ノ收入支出ノ爲メ縣出納本局ヲ設ケリ若シ收入ニ

餘分アルハ大藏省ノ出納本局ニ之ヲ納メ支出ニ不足ヲ生スル

ハ大藏省出納本局ヨリシテ縣ノ出納本局ニ不足分ヲ給ス可シ

⊕局長 一人

ワンデーレンガーツセクレター

書記官 九人

書記會計掛 十五人

帳簿掛 六人

⊖第二局 直接税ヲ管理ス(直接税ハ郡ノ取立掛ニテ取立縣廳ノ直

接税課ニ於テ之ヲ取纏メ伯林ニハ別ニ直接税掛アリ)

長 一人アリディレクター

之ヲ直接税長ト稱ス

書記官 四人

+土地登記掛長一人

書記會計掛 八人

帳簿掛 六人

普國官制

第三局 間接税及ヒ國境税ヲ管理ス

⊖局長 一人ゲ子ラールデンクトルデルインヂレクテンストユル

書記官 七人

△獨逸國へ納ム可キ税ノ掛長 一人

書記會計掛 十五人

記録掛 八人

寫字局筆生 十九人

同局備 七人

㊦此三局ノ外ニ帳簿總轄局アリゲ子ラールデンクトルデルインヂレクテンストユル

長 一人ホーレスデーエル (上等書記ナリ)

帳簿掛 六人

補助役 四人

⊕出納本局ゲ子ラールデンクトルデルインヂレクテンストユル

長 一人クラートル (書記官)

⊗出納掛 一人レンダントデルスダーツカウゼー

×帳簿掛 一人アベムデーフハルタル

8 金銀受取役一人及ヒ補助役一人カッシーレル

帳簿掛 九人

書記 三人

書記補助役 一人

大藏省ヨリ監督スル官署ハ左ノ如シ

⊖第一局ヨリ監督スル官署

普國官制

一 富籤局

收入ハ四百二万三千四百マルク 支出ハ九万百マルク 殘餘高三万九千三百マルク

其長ハ大藏省ノ書記官ヨリ兼勤ス手當料トシテ九百マルク

「デレクトール」二人内一人ハ六千マルク 一人ハ帳簿掛ヲ兼テ五千四百マルクノ給料

法律學師トシテ大藏ノ書記官一人兼任ス手當料トシテ九百マルク

會計局アリ

帳簿掛

二人

二千四百マルクヨリ四千二百マルク迄平

往復掛書記

三人

均三千三百マルク

登記掛

一人

富籤出納局アリ

出納掛 一人五千五百マルク

検査掛

一人四千二百マルク

富籤ハ政府ノミニ屬シ人民ニテ之ヲ爲スコヲ禁ス普人ノ外國ノ富籤ヲ買フハ罰アリ千七百九十四年六月二十日ニ布告ヲ發セリ千八百十年五月二十八日及千八百四十一年六月二十一日ニ布告ヲ發セリ千八百十六年十二月七日ニ外國ノ富札ヲ買フコヲ禁スル法アリ千八百四十七年七月五日ノ法律百五十一「ターレル」マテノ罰アリ 獨逸刑法第二百八十六條ニ私ニ富籤ヲ爲ス者ノ罰アリ

二 造幣司

ミントフーレンスホルテン

Ⓐ 伯林ノ造幣局

局長 一人千七百マルク

製造長

一人六千マルク

普國官制

技術師 二人内一人六千「マルク」
一人四千八百「マルク」

製造監督 一人三千六百「マルク」

補助役 一人三千「マルク」

技術補助役 一人三千「マルク」

書記 一人千八百「マルク」

貨幣模型師 二人内一人三千六百「マルク」
一人三千四百「マルク」

庶務掛 三人
三千三百「マルク」
二千七百「マルク」
二千二百五十七「マルク」

出納掛 一人 五千四百「マルク」

登記及ヒ検査掛 四千五百「マルク」

金銀受取役及ヒ物件管理掛 一人三千六百「マルク」

貨幣ヲ計算スル役 一人二千五百五十七「マルク」

出納掛小使 三人 千五百七「マルク」ヨリ千
三百五十七「マルク」マテ

此外ニ官吏タル者ハ官宅料ヲ受ク可シ其規則ハ別ニアリ

「フランクホルト」ニ在ル金銀試験局長 一人 三千「マルク」

試験補助役 一人 兼勤
手當料九百四十「マルク」

造幣ニテ古ハ政府大ナル利益ヲ得タリ何ナレハ其實質ヨリ大ニ
差ヲ生セシヨリ得タルモノナリ近來ハ止タ手數ノミニシテ實質
ヨリ大ナル差ヲ生セシメサルコトニ決セリ故ニ今日ハ伯林トフ
ランクホルト」ニテ收入ハ二十三万四千七百「マルク」支出ハ二十
三万四千三百三十「マルク」ニシテ僅カニ三百七十「マルク」ノ餘分
アルノミ

三 寡婦救助掛

シテラーレザレクテラシムルアルケマイネンツトエンハルフレーグシグスアインスタルト

普國官制

昨年政府ヨリ此掛ニ與ヘタル救助金ハ凡百七十万「マルク」ナリ
(則之ニ加ハル社員ヨリ出金スル不足ノ分ナリ三百五十五万七千
「マルク」ハ社員ノ出金ト利足ヨリ出テ支出ハ五百二十六万七千「マ
ルク」ナリ是ハ伯林ノ救助掛ノミナリ其外孤兒救助恩給等ヲ合ハ
セ三百二十五万ヲ政府ヨリ給セリ)

掛長 一人 大藏書記官ニテ兼務セ
ザリテ手當料九百「マルク」

出納掛 一人 五千四百「マルク」

庶務掛 七人

會計掛 六人 二千百「マルク」ヨリ四千二百「マルク」
マテ平均三千百五十「マルク」

出納掛小遣 千三百五十「マルク」

②第二局 直接税ヲヨリ監督スル官署ハ左ノ如シ
管理ス

一 伯林ニアル直接税掛
ヘルツォーグニールガレクシュトイエル

長 一人 八千七百「マルク」

其他 三人

補助役 三人

諸縣ノ行政官ト共ニ合セテ豫算表ニ掲ケリ此等ノ者ハ四千二百
「マルク」ヨリ六千「マルク」マテ平均五千百「マルク」

出納掛 一人 四千八百「マルク」

金銀受取掛 三千六百「マルク」
カッセル

書記 三十六人 二千百「マルク」ヨリ三千六百「マルク」
マテ平均二千八百五十「マルク」

記録掛 八人

書記補助役 二十二 千八百「マルク」ヨリ千八百五十「マルク」
マテ平均千九百七十五「マルク」

普國官制

筆生 七 人千八百五十七マルクヨリ二千二百五十七マルクマテ平均千九百五十七マルク筆生ノ長ハ其外ニ三

百マルクノ増額アリ

租税取立役 二十四人千五百マルクヨリ二千四百マルクマテ平均千九百五十マルク

執行使吏 十一人千三百マルクヨリ二千五百マルクマテ平均千八百七十七マルク

二 諸州ニ於テハ縣廳ニ於テ直接税ノ事務ヲ主レリ其事務ニ付テ

ハ大藏省ノ監督ヲ受ケリ

地稅家屋稅ノ爲メニ別ニ簿冊ヲ設ク可シ其掛ヲ「カタステルア

ムト」ト云フ州ニ於テハ縣廳ノ監督ヲ受ケ伯林ニ於テハ直接税

掛ノ監督ヲ受ク可シ其官吏ハ帳簿監督掛三十三人アリ（伯林諸

州ヲ總計スル者）三千六百マルクヨリ四千八百マルクマテ平

均四千二百マルク

檢査役 五百十二人（二千五百マルクヨリ三千マルクマテ書

書記 五十八人（記ハ三千六百マルクマテ平均二千五

百五十マルク書記ハ二千八百五十マルク

補助役 二十八人（平均千八百七十五マルク）

收税ハ通常ハ各郡ノ出納局ニ取立テ其各出納局ニハ税金受取掛

一人アリ二千四百マルクヨリ三千六百マルクマテ平均三千マ

ルク

東六州ニ於テハ此出納局ハ郡長ニ屬シ四十二アリ其他ノ州ニ於

テハ直接税出納局ト云フ特別ノ出納局アリ

税金受取役 二百二十五人（千八百マルクヨリ三千六百マルクマテ平均二千七百マルク）

東六州ニ在テハ郡出納局ニハ直接税ノ出納局ヲ兼テ其他ノ州

ニ於テハ別ニ直接税出納局ヲ設ケリ伯林ハ全ク此外ニ別ニ直接税出納掛ヲ設ケリ

第三局ヨリ監督スル官署ハ左ノ如シ

一印紙製作本局賣下ヲ爲ス所

長及出納掛ヲ兼ヌル者一人四千八百マルク

記録掛及検査役 四人二千五百マルクヨリ四千二百マルクマテ平均三千五百五十マルク

小使 三人平均百八十マルク

二州租税局 定額二百十七萬九千五百マルク

各州ニ一ヶ所アリ

此租税局ヨリ又監督スル者左ノ如シ

一遺囑物税掛

各縣ニ一アリ

二國境税及ヒ租税掛 間接税ナリ

以上二ノ掛リハ止々間接税ヲ取立ツル所ニシテ州租税局ヨ

リ監督ヲ受ケルナリ其取立ニ付費用ハ二千二百二十九萬三千

八百五十マルクヲ費出セリ

大藏卿ノ監督ニ屬スル官署ハ左ノ如シ

一海上通商局

此局ハ「フリドリ―ヒゼグローセ」ガ設立シタルモノニシテ其

後改正ヲ經テ今日ハ毫モ銀行ニ異ルヲナシ其事務ハ金銀物件

ノ貸借爲替典當ヲ主ル此掛ニハ國王ヨリ命シタル頭取アリ

長 一人一万五千マルク

普國官制

頭取掛	二人	九千九百マルク
助役帳簿掛	一人	六千九百マルク
出納掛	一人	六千六百マルク
検査掛	一人	五千四百マルク
金銀受取役	一人	
帳簿掛	七人	三千「マルク」ヨリ五千四百「マルク」マテ
書記會計掛	三人	平均四千二百「マルク」
登記掛	一人	
寫字局長	一人	
書記助役	一人	

出納局及寫字局ノ書記見習四人千八百マルクヨリ三千五百マルクマテ平均二千五百五十七マルク

ク

此通商局ヨリ政府ノ得ル所ノ利益ハ三百万ト定メリ

海上通商局ヨリ監督ス可キ者ハ左ノ如シ

伯林ノ政府ノ質屋

此質屋ハ三部ニ分カレ伯林内ニ所々ニアリ其一部ニテ他ノ部ノ頭取ヲ兼子千八百八十年ニ質屋ヨリ貸出シタル一切ノ金額ハ三百八十四万五千三百七十一「マルク」ナリ質取品ハ十七万二千八百九十九個ニシテ其貸金高ハ三百五十万三千五百十五「マルク」平均一個ニ付二十「マルク」零二六ナリ

二國債管理掛

ハツフトヘルソルンツァンスターツンユルゲン

此管理掛ハ全ク大藏省ニ對シ獨立(獨立トハ國債ノ消却利息

普國官制

拂ニ付獨立シテ責ヲ負ヒ大藏卿ノ監督ヲ付ケスシタルモノ
ニシテ止タ法律ニ定メタルモノ、外ハ大藏卿ノ監督ヲ受ケス
例ヘハ委任シタル金銀使用法又ハ國債消却ノ法律ニ定メ
タレハ止タ其法律ニ從テ之ヲ履行スルノ監督ヲ受クルノ
ミ

此掛ヨリ監督スルモノハ

一 國債消却出納局

大藏省ヨリ此局ヘ金額ヲ廻シ置キ茲ヨリ消却スルナリ

二 紙幣監督掛

コトハレゾルズカスツバヒレ

以上一二ハ同一ノ官吏ニテ管理セリ以前ハ政府ノ印刷局ハ國
債管理掛ニ合併セシモノナレモ今日ハ獨逸ヘ引渡セリ

國債管理掛ハ大藏卿ノ外ニ國債委員ノ監督ヲ受ク可シ國債委
員ハ上院ノ議員三人下院ノ議員三人及ヒ會計検査院長ヨリ成

ル國債管理掛ノ官吏ハ

長一人一萬三千五百「マルク」
ガレクロー官宅

管理掛 三人一人九千九百「マルク」其外ニ兼務ニ千五百「マ
ミントキリーヂルク」手當料及ヒ無給ニシテ兼務スル者アリ

國債消却出納局及ヒ紙幣監督掛ノ屬官ノ内出納掛一人検査長一
人各六千六百「マルク」帳簿掛二人各五千四百「マルク」内一人ハ出
納局一人ハ
監督掛 書記會計登記掛十人帳簿掛十三人金銀取立掛六人寫字局
ナリ

長一人三千「マルク」ヨリ五千四百「マルク」マテ平均四千二百「マ
ルク」寫字局書記一人出納局及其他ノ掛ノ書記三十三人千八百
「マルク」ヨリ三千三百「マルク」迄平均二千五百五十「マルク」

總國債ノ高ハ十九億九千五百三十一万二千九百八十九「マルク」

内鐵道ヲ買上ケ及ヒ其建築費用十三億八千七百六十六万八千四百

五十三「マルク」ナリ

利息ハ七千八百三十四万五千五十九「マルク」消却高ハ二千十四万

二千六百五十六「マルク」

四 文部省定額八十五万千五百五十五「マルク」

ミニストリアムアルカイストリ(シウバドクシヤルヒツウシヤルメチナールアンゲレーゲンハイト)

此省ハ古ハ内務省ニ屬スルモノニシテ千八百七十年ニ獨立シテ

一省ヲ立テリ其後種々事務ニ改正アリ就中獸病ニ關スル事件ヲ

分テ之ヲ農務省ニ屬セリ又古ヨリ八州ニ在ル「プロテスタント」

伯林ノ寺門總督省ノ如シ

宗ノ寺ニ關スル事件ヲ分テ之ヲ「ラーベルキルヘンラート」及ヒ

「コンシストリウム」ニ屬セリ新州塊地利ヨリノ事件ハ仍ホ文部

取リタル州

省ニ存セリ

又技藝ニ係ル教育ハ古ヘハ通商營業省ニ屬セシナレミニストリアムハンデルンゲケウエルメン航海技藝

教育ニ關スルモノ、外技藝上ノ教育ハ文部省ニ屬セリ又古ハ

「カトリクト」宗ノ爲メ別ニ一局ヲ設ケシナレ凡之ヲ廢シタルヲ

以テ現今ハ三局ニ分カテリ

卿 一人

大輔 一人

ランタルスターツセクレテール

書記官 二十七人

「ランテルスターツセクレテール」宗旨掛書記 二人

衛生掛書記官 一人

卿ニ屬スル局アリ屬官 四人

普國官制

第一局 宗旨一切ニ關スル事件

長 ゼレンク 一人

書記官 十一人

補助役 二人

第二局 教育事件

長 ザレンクトール 一人

書記官 二十一人

補助役 二人

第一局 第二局ニ屬スル登記掛

長 ホルムスワイエル 一人

登記掛 十七人

第三局 衛生ニ關スル事件

長 フンタルスマーツセケテール 一人

書記官 七人

登記掛 三人

此三局ノ外ニ直チニ卿ノ監督ヲ受クル偶像掛及ヒ聾啞院掛ア

リ今日ハ止タ名ノミ
存シテ官吏ナシ

第一局 第二局 第三局ニテ

書記會計掛 二十三人

寫字局長 一人

筆生 二十五人

省ニ屬スル出納局アリ
レンダント

普國官制

出納掛 一人

検査掛 一人

帳簿掛 一人

書記 一人

建築掛アリ

建築監督掛 二人

第三局ノ衛生上ノ學問ニ關スル事件ヲ取調フル掛アリ

長 一人 書記官ヨリ兼務手
ホーゼツチエング

醫師及ヒ舍密家 十一人 手當料千二百マルク

當時高名ナル醫師舍密家ノ集リタル所例ヘハ司法省ヨリ法律

上ノ點ニ付醉狂ハ知覺精神ヲ失フ可キモノナリヤ否ヲ問ヒ又

ハ如何ナルモノヲ毒ト云フカ云云ノ質問ヲ文部省ヲ經テ其意
見ヲ聞クコトアリ

製藥委員アリ

長 一人 書記官ヨリ兼務セリ

製藥師 四人

文部省ヨリ監督スル官署ハ左ノ如シ

一 學術研究所 學士ノ集會シテ學術上ノ事ヲ評議研究スル
所政府ヨリ二十四万五百二十五マルク扶助

金トシテ
給セリ

二級ニ分ツ

一級ハ窮理算術

二級ハ歴史及ヒ修身學

普國官制

此「アカデミー」ハ普國王ノ特別ノ保護ヲ受クル者ニシテ各級ニ
書記一人ツ、アリ

學士 五十四人

フルアントリヒミットゼーレド

此外ニ外國學士及ヒ名義ノミノ學士アリ

往復學士アリ 外國ニ在テ内國ノ學士ト往復スルナリ

△藝術研究所 政府ヨリ四十一万二千三百四十三マルクヲ給セリ

藝術研究所ハ左ニ掲グル者ヨリ成立レリ

①藝術研究所 伯林ニアリ國王ノ特別ノ防護ヲ受ケ文部卿ノ監督ヲ受ク

長 一人

プレジデント

代理人 一人

スタルヘルトレイタル

常在書記 二人

「セナート」ハ左ノ掛ニ分テリ

藝術ニ達スル者ヲ選ンテ「セナート」トス

一 畫圖彫刻掛

ヒクテランヒネーヒルツァンデキコンスタ

二 音樂掛

ミニツカールセグチラン

③ 學士

ニットホーエ

學士アリ二科ニ分レリ獨逸ノ學士アリ外國ノ學士アリ其外名義
上ノミノ學士アリ伯林ニアル藝術研究所ニ屬スル者ハ左ノ如
シ

一 畫圖彫刻學校 (畫圖彫刻ヲ教フル所ナリ有名ナル畫工ノ私

宅ヲ云フナリ)

一 畫工ノ私宅 伯林ニ五アリ

普國官制

二初心ノ者ニ教フル所

長 一人

教師 十人

附屬科教師 十人

三技藝及營業學校

①普通ノ藝術ヲ教ヘ又ハ石筆ヲ以テ畫ク教師ヲ仕立ル所

②技術營業學校

職工ノ事ヲ教授スル學校ナリ

長 一人

教師 十二人

二音樂學校

①音樂學校

ホーフシュレヒエール・ミューザン

一音樂ノ譜ヲ作ルコトヲ教育スルコト

二音樂ヲ教育スルコト

長 一人

教師 四人

②音樂教師ヲ仕立ル學校

インスティテュート・ヒューム・キルン・コン・ミューザン

學校ニテ音樂ヲ爲ス教師ヲ仕立ツル所

其他伯林ノ藝術研究所ハ諸州ニアル藝術及建築學校ヲ總轄セリ

「キヨ―ニフスベリヒ」及ヒ「カツセル」「ヂユツセルドルフ」ニアル

藝術「アカデミー」ハ文部省ノ直轄ヲ受ケリ

△三伯林ニアル博物館 六十九万二千六百七

マ「キローニツリ・ハム・ヒーム」ヲ政府ヨリ出セリ

普國官制

此博物館ハ皇太子ノ保護ヲ受ケリ

長 一人

グエラール・ルナレク・トール

副長 一人

グエラール・ルナレク・トール

庶務會計掛アリ

第一部 畫圖

第二部 石像「ギプス」像

第三部 古物

第四部 金銀貨幣

第五部 有名ナル畫家ノ繪銅版

第六部 北國世界ノ風俗ニ關スル物件

第七部 埃及ヨリ收來リタル物

各部ニハ

長 一人

助 一人

委員 二人ヨリアリ
四人マテ

△四伯林ニアル油繪博物館 政府ヨリ八万八千八百
ナチン・アール・ガラーレ マルクヲ給セリ

千八百年代ノ獨逸ノ圖畫彫刻石筆畫ヲ聚メタル所ナリ

△五「ラツプ」博物館 「ラツプ」氏ノ彫刻シタ
ル物件ヲ聚メタル所

△六伯林ニアル學問上ニ關スル建築物

①伯林ニアル出籍庫 二十四万三千九十九「マ
ルク」ヲ政府ヨリ出ダス

長 一人

書記 三人

普國官制

此書籍庫ハ三課ニ分テリ

一印刷及ヒ草稿

二音樂譜

三地圖

Ⓔ伯林ニアル天文臺

長 一人

副長 一人

天文掛 二人

Ⓕ伯林ノ植物園

長 一人

助 二人

監督掛 一人

Ⓖ歐羅巴ノ經緯測量掛 十萬七千八百二十七マ

長 一人

此掛ヲ四課ニ分テリ

學問上ノ問題ニ付意見ヲ述ヘキ輔佐掛アリ之ハ伯林ニアル技

藝研究所ノ申立ニ因リ文部卿ヨリ命ス

△七「ポツダム」ノ天文臺 六萬八千三百五十七マ

△八大學校

大學校トハ一專門科ヲ教フル所ニ非ス一般ノ學識ヲ廣ムル所ナレ
ハ何レノ大學校ニテモ修身學ノ科ヲ設ケサルコトナシ之レ佛英ト異
ナル所ナリ大學校ハ固ヨリ法律ニ從ヒ且政府ノ監督ヲ受クル者ナ

レ此學問上ノ事ニ付テハ獨立シテ管理ヲ爲セリ又大學校ハ法律上
人ト看做ス可キ者ノ權利ヲ有セリ又獨逸大學校ノ一種異ナル所ハ
教フルコトモ習フコトモ自由ナリ故ニ政府ハ如何ナル方法ヲ以テ教ヘ
如何ナル書籍ヲ讀ム可キコトヲ命令スルコトヲ得ス習フコトモ亦同ク如
何ナル講義ヲ聞クモ例ヘハ醫學ヲ習フ者ニシテ法律學ヲ聞キ又ハ
神道學ヲ習フ者ニシテ醫學ヲ聞クモ自由ナリトス

大學校ノ法律上ノ人ト看做ス可キコトハ教師生徒及ヒ官吏ヨリ成
ルナリ普國ノ大學校ハ古來ヨリ四課ニ分レリテラロゼンハケルグント ユリスチヒフハケルグイト神道學 法律學

オガチニヒラハケルグイト ヒロフヒヒラハケルグイト醫學 精理學ナリ然レレ「プレスラウ」及ヒ「ボン」ト云フ所ノ大
學校ニハ此四課ノ外ニ「カトリツキ」宗ノ學課アリ又「ミユンステル」
及ヒ「ブラウンズブリヒ」ト云フ所ニハ「カトリツキ」宗ノ別個ノ學校

アリ大學校ト併立ス

普國ニハ大學校ノ數九アリ其教師ニ三等アリ

博士

アルデントリヘノロヘサ

副博士

アルスセルサルデントリヘ

私立博士 俸給ナシ

アリバートドチエント

副博士ハ專門科ニ於テ投票(博士ヲ選舉スルコト)ヲ有セス各課ノ

博士ハ一官署ノ如キモノト爲リテ其長トナル者ヲ「デカーン」ト

云ヒ毎年博士ノ内ヨリ博士之ヲ撰舉スルナリ總課ノ上ニ「セナ

フハケルグイト

ト」アリテ生徒ノ監督及ヒ懲戒ヲ主レリ「セナート」ハ「レクトル」

博士小ナル大學校ニ及ヒ大學校ノ裁判官ヨリ成ル又「セナート」

ハ四人位アリ

ハ生徒ニ對スル裁判權ヲ有スルナリ今日ハ止タ懲戒裁判ノミナ

普國官制

リ各課ハ學士ノ尊號ヲ與フ可シ

大學校ハ文部省ノ管轄ヲ受クルモノニシテ各大學ニ監督官(政府ノ
官吏ナリ)「クラー」ト

ル一人ヲ付セリ大學校ノ管理就中「セナート」及ヒ「レクター」ノ

權限ニ就テハ各規則ヲ作テ之ヲ定ム可シ其他ニ大學校ニ附屬

スル「セミナ—リエン」及ヒ礦物館(礦物等實地研究ノ爲メ)及ヒ

病院(實地ヲ研究スル爲メ)ノ如キモノアリ政府ヨリ大學校ノ爲

メニ出ス金額ハ五百七十四万九百二十八「マルク」ナリ

大學校ヘ入校セントスル者ハ必ス中學校ノ卒業證書ヲ携フ可シ

中學校ノ試験ハ中學校ノミナラス大學校ニ於テモ之ヲ爲ス可

得中學校ノ編制ニ付テハ法律布告等ナシ止々省ノ布達指令ニ因

テ定メタルモノナリ

中學校ハ必ス之ヲ設ク可キ義務ナシ若シ鄉邑ニ於テ中學校ヲ設

立セントスルハ文部省ノ許可ヲ得可シ文部省ニ於テ其學校ニ

十分ナル財産アリ又學校建築ノ十分ニアリ及ヒ其規則ヲ至當ノ

モノト看做シタルハ許可ス可シ許可ヲ得タル上ニテハ監督官

署ヨリ命令スル所ノ教師ヲ傭入レ法律ニ定メタル俸給退隱料ヲ

給ス可シ故ニ普國ニ於テハ中學校ハ官立ト公立トアリ又ハ相混

同シテ設ケタルモノアリ政府ヨリ中學校ニ給スル高ハ四百五十

四万五千百九十五「マルク」ナリ(全國四百六十一ニシテ伯林ニ官

立四アリ公立十六アリ營業ニアリ)

中學校ハ大抵八九歳ヨリ入テ九年間ハ就學ス可シ六級ニ分チ後

ノ三級ハ一年宛ノ期限ニシテ最初ノ三級ハ二年宛ノ期限トス課

目ハ古代ノ言語「ラテン」「ギリ―キ」獨逸語佛語(英伊ハ義務ニ非ス)

「ラテン」語ハ六級ヨリ始メ「ギリ―キ」語ハ四級ヨリ始ム

歴史地理(ケラカガヒ)一級ニ至レハ學フニ及ハス(算學 窮理學 植物 動物)

礦物 舍密學 宗旨學 其他諸(音聲ヲ有セサル者ハ免ス)石筆畫(一級ニ至レハ隨意ナリ)体操等ナリ十八歲以上中學校ノ卒業ヲ經

テ大學校ニ入ルヲ得

科目ノ割付方ハ通常ハ以下ノ如シ例ヘハ「ラテン」語ノ六級ニテ

ハ止タ實名詞規則動詞ノマゲヲ教ヘ五級ニ至リ不規則動詞ノマ

ガ最モ易キ獨逸語ニ翻譯四級ハ易キ文章學及ヒ易キ著述書ヲ讀

ムヲヲ學フヲ三級ハ稍々六ヶ敷文章學及ヒ著述書ヲ讀フニ移リ

及ヒ詩ヲ讀ムヲ第二級以上ノ外ニ作文ノ易キ者第一級六ヶ敷

作文

小學校ハ團結シテ設ク可キ義務アリトス然レモ其團結ノ貧窮ニ

シテ其力ナキ者ハ政府ヨリ扶助ス可シ政府ヨリシテ小學校ノ爲

メニ扶助スル者千四百萬「マルク」ナリ中學校ノ教師ハ必ス大學

校ニテ卒業シタル者ヨリ命スレモ小學校教師ハ別ニ師範學校

實地研究所アリ之ニテ卒業シタル者ヨリ命スルナリ師範學校ハ

百九アリ一縣内ニ二ヨリ四ニ至ル之カ爲メニ四百三十三万三千

五百三「マルク」ヲ給セリ

小學校ノ學科ハ最モ易キ獨逸ノ文法宗旨學獨逸ノ歴史地理普通

ノ讀書加減乗除等ナリ

小學校ニハ通常等級ナシ(邑ノ小學校ニテハ或ハ二三等ノ等級

普國官制

アリ)

學校ノ監督ニ付キ最上等ニ位スル官署ハ文部省ニシテ文部省ノ下ニハ縣廳及ヒ州内學校監督官署アリ中學校及ヒ師範學校ノ監督ハ州内學校監督官署ニテ爲シ小學校ハ縣廳ノ監督ニ付セリ縣廳ヨリ直チニ小學校ヲ監督スルコトハ距離アルニ因リ其間ニ郡學校監督掛ヲ命シ數郡ヲ監督セシム古ハ僧侶ニテ此掛ヲ兼タレヒ前文部卿ハ漸々其兼務ヲ廢シテ別ニ官吏ヲ設ケタリ其官吏ハ百八十一人アリ平均三千六百マルクノ俸給ヲ受ケリ

州内學校監督官ハ縣廳ノ官吏ノ等級ト略同等ニシテ其數三十八人アリ

伯林ニアル「ブランデンブルヒ」州ノ學校監督官ハ

長 一人

其他 五人ヨリ成ル

其長ハ通常ハ州長ニテ兼務ス副長アリ同ク兼務ナリ縣ノ學校監督掛ハ州ノ學校監督掛ヲ兼ヌレハ之カ爲メ人員ノ多キヲ要セス

△九 技藝學校

一 伯林ノ技藝學校

此學校ハ政府又ハ團結ノ爲メ又ハ製造ノ爲メ技藝ヲ教フル所ナリ之ヲ通常「ポリテヒニツキ」ト稱ス此學校ハ文部卿ノ直轄ニ付シ之ヲ五部ニ分テリ各部ハ大學校ト併立シテ一官署ノ姿ヲ爲シテ長一人アリ各部ノ上ニハ「セナート」アリ「レクトール」一人前

官「レ」クトール二人部長五人法學士一人「セ」ナトール六人（各部ヨリ二年ノ期限ヲ以テ選ヒタル者）ヨリ成ル可シ此學校ニ入ルニハ中學校ノ卒業證書ヲ所持セサレハ入ルコヲ得ス又ハ九年ノ年限ヲ以テ營業學校ニテ卒業シタル證書ヲ所持スル者モ亦入ルコヲ得

○第一部ハ

家屋建築

○第二部ハ

鐵道道路ノ建築

○第三部ハ

器械製造

此部ニハ造船部ヲ屬セリ

○第四部ハ

舍密學礦物分析學

○第五部ハ

普通學

一「ハ」ノール及ヒ「ア」ヘンノ技藝學校

三諸州ニ營業學校アリ其卒業者ハ技藝學校ニ入ルコヲ得其學校ハノロビンガニールケルベシ

二十一アリ漸々此學校ヲ中學校ニ變スル趣意ナリ

△十 試驗委員

一醫師及ヒ齒醫師ノ試驗委員

古ハ政府ノ試驗ヲ經タル上許可ヲ得タル者ニ非スシテ治療ヲ施

普國官制

スルハ一種ノ罰則アリキ然ルニ營業規則ヲ以テ之ヲ廢シ醫師ノ
名義ヲ以テ開業ヲ爲サントスル者ハ免許狀ヲ有スコシトセリ其
免許狀ハ此試験委員ニテ試験シタル者ニ非サレハ之ヲ交付セス
(營業規則第二十九條)醫師ヲ試験スル規則ハ上院ヨリ千八百六
十九年九月二十五日ニ發セリ

此委員ハ長一人(文部省ノ官吏ニシテ醫術ニ達セル者)

其他 八人

イ 解剖試験掛

ロ 外科及眼科試験掛

ハ 内科試験掛

ニ 産科及婦人病試験掛

ホ 最後ノ試験掛

以上ノ試験ハ醫師ト爲ル者ハ必ス盡ク試験ヲ受ク可シ盡ク其

試験ヲ濟シタル後此掛ニテ更ニ試験スルナリ

ヘ 齒醫師試験掛

試験ヲ受クル義務ナシ止タ齒醫師ト爲ラントスル者ハ必ス茲

ニテ試験ヲ受ク可シ

二 調藥試験委員

調藥師ト爲ルニハ必ス特權ヲ有スル者ニ非サレハ爲ルコトヲ得

ス其者ノ調藥ヲ爲サントスルニハ必ス此委員ノ試験ヲ受ク可

シ又政府ヨリ賣買ノ醫藥及ヒ其代價ヲ定メ及ヒ其検査ヲ受ク

可シ

三同質ノ物ヲ以テ治スル醫藥ヲ自カラ賣ラシメ爲メノ試験委員

ヒニール、ガゼラ、シン、タルコ、リ、ヒ、カ、ラ、ン、ツ、ム、セ、リ、ア、ン、ト、サ、ス、ニ、シ、レ、ン、ホ、ク、マ、カ、セ、ル、ツ、メ、ン

例ヘハ熱病ニハ熱物ヲ以テ治シ瘧病ニハ寒冷ナル物ヲ以テ治スル其同質ノ物ヲ以テ治療スル方法及ヒ自カラ其藥ヲ賣捌ク

トヲ得ル試験

四中學校ニ於テ教授スル者ヲ試験スル委員各州ニ一ツアリ

五僧侶ト爲ル者ノ試験委員各州ニ一ツアリ

六聾啞者ノ院長及ヒ教師ト爲ル可キ者ノ試験委員

チ、ル、ス、ト、ニ、エ、ル、シ、ル、ガ、ラ、ム、ス、ウ、ン、チ、ン、フ、ン、ス、ル、シ、ン

總試験委員ノ費用ハ七万六千四百四十四マルクナリ

△十一 中學校ノ教師ト爲ル者ノ師範學校セ、ミ、ナ、リ、ク、ニ四アリ中學校ノ教師ト

爲ル者ノ爲メニ高上ノ學科ヲ設ケタリ

△十二 体操教師ト爲ル者ノ學校

ド、ム、レ、レ、ル、ヒ、ル、ウ、ン、ク、ス、メ、ー、ン、ス、ム、レ、ト

中學校ノ体操教師ヲ仕立ル所ナリ專門ニ非ス本課アル者ヨリ

兼務スルナリ

△十三 陶器製造教授所

古ハ通商營業省ニ屬セシナレト固ヨリ之カ爲メ利益ヲ得ル者ニ

非スシテ其事業ヲ教授スル爲メナレハ之ヲ文部省ニ移シタルナ

リ

政府ヨリ五十二万五千三百四十七マルクヲ費シ利益ハ四十五万

千五十マルクナリ三万五千四百八十マルクノ不足ヲ生セリ

△十四 營業博物館

ク、レ、ス、ト、シ、ム、ル、ム、レ、ム、レ、ム、レ、ム、レ、ム、レ、ム

人民ニテ設立シタルモノニシテ政府ヨリ助力シ且總轄セリ則營業上ノ物品ヲ陳列シテ營業上ノ進歩ヲ爲サシムル爲メナリ政府

普國官制

ヨリ十八万「マルク」ヲ扶助セリ

△十五 病院

コローセハイルアンスタルトザルシヤリヤイ

文部省ニ衛生掛アリ縣ニ衛生掛縣ノ衛生掛ハ書記官ナリ日用ノ衛生ハナシ止タ名義ノミナリ州ノ衛生掛ハ州ノ衛生上ノ「コ」ニ付モ意見ヲ問ハル、爲メナリ

「アリ州ニ衛生掛アリ又郡ニ衛生掛アリ郷ニモ衛生掛アリ是等ノ

ブロビシナニルメナナレニレギエム

者ハ行政官ヨリシテ衛生ニ關スル事件ヲ問フ爲メニ設ケタルナリ郡ニハ衛生掛ノ外ニ外科掛アリ其外ニ政府ヨリ此病院ヲ設ケリ此病院ハ則チ病人ヲ治療スル所ニシテ貧窮人ノ入院シタルハ貧窮民救助組合ヨリ其治療料ヲ拂フ可シ此病院ハ大學校ノ病院ヲ兼ヌルヲ以テ亦實地研究所トモ爲ル可シ此病院ニ政府ヨリ二十万五千三百二十一「マルク」ヲ足セリ

△十六 普國ノ監定人組合

サフンホルスナニザゲンヘルアイチヒルフロイヒンスマーラン

一 文字監定人組合

リテアリセザフンエルスチンゲンヘルフイテ

此事務ハ偽板者ヲ裁判所ニテ審問ノ時偽板ナルカ否ヲ監定セシメ又ハ板權所有者ノ幾許ナル損害ヲ被リタルヤ否ニ付裁判官ヨリ其意見ヲ問フ爲メナリ此組合ハ學者及ヒ書林ヨリ成立ツ可シ

二 音樂監定人組合

ムシカリセザフンエルスチンゲンヘルフイテ

前項ト同シク音樂ノ譜トカ又ハ歌ヲ偽造シタル者ヲ審問スルトキ監定セシム

三 畫圖監定人組合

キヒンストトリセザフンエルスチンゲンヘルフイテ

同ク銅版ノ偽版又ハ偽筆ノ審問ノキ監定セシム

四 寫眞監定組合

普國官制

同ク版權所有者ノ寫眞ヲ盜寫スル者ノ審問ノ件監定セシム

五營業監定人組合

同ク人ノ模型ヲ偽造スル者ノ審問ノ件監定セシム

五通商及營業省（定額二十二万千
六百十マルク）

此省ハ通商及ヒ營業ニ直接間接ニ關スル事件ヲ掌レリ古ハ工部省ト合併セリ今日ハ工部省ヨリ離レテ別ニ一省ヲ立テリ就中航船及ヒ共有船舶及水先案ニ關スル事件及ヒ航海學校私立銀行會社度量衡ニ關スル事件ヲ掌レリ

卿 一人

大輔 一人

書記官 四人

卿ニ屬スル中央局長 一人

庶務掛 十人

寫字局長 一人

筆生 五人

此省ヨリ總括スル者ハ左ノ如シ

一營業ニ關スル技術委員

此事務ハ一切營業ニ關スル技術ヲ研究シテ之ヲ全國ニ普グシ卿

ニ其結果ヲ具申シ及ヒ營業事件ニ付キ卿ニ意見ヲ述フ可シ

長 一人 大輔

外 六人 大學校等ノ學者ヨリ兼務セリ

二度量衡ヲ定ムル官署

普國官制

度量衡ニ付テハ獨逸國ニテ法律ヲ發シ其施行ヲ各連邦ニ委任スルナリ普國ニ於テ之ヲ施行スル官署ハ則是レナリ此官署ノ外ニ度量衡監督掛アリ

三航海學校及ヒ航海豫備學校

航海者ヲ教授スル所ニテ就中大航海ヲ爲ス船長案針者ヲ教授スル所ナリ千八百六十九年九月二十五日ノ商船ノ船長案針者ヲ試験スル布達ニ大航海小航海ノ區別アリ又此學校ニハ大航海小航海ノ試験委員アリ

六内務省 定額五十九万八千七百五十一マルク

内務省ノ事務ハ中古ノ時代ニハ理財及ヒ警察ノ事ヲ主ル官署ニ屬セリ然ルニ千八百八年ニ至リスタイント云フ人ノ改革ニ因テ新

タニ内務省ヲ設ケ其事務ノ外ニ人民ノ幸福教育ニ關スルコトマテ一切茲ニテ主ルコトニ爲レリ其後ニ至リ教育衛生ノ事及ヒ通商營業工業農業ノコトヲ此省ヨリ分テ各々別ニ省ヲ設ケタリ故ニ現今内務省ニ於テ主ル可キコトハ他ノ省ノ管轄ニ屬セサル一切ノ行政ナリ就中國内代理ノ事件(則上院下院州郡ノ代理ニ關スル事件)ノ選舉團結事件貧窮民生國ニ關スル事件飲食物ニ關スル警察事件保險ノ事件貯金預所ノ事件法律上人ト看做ス可キ者ノ權利ヲ與フル事件警察事件徵兵事件出陣ノ事件後備軍ニ必用ナル物件ヲ具フルコト營業警察事件(踊リ場印刷酒肆等ノ監督ニ關スル警察)ナリ

卿

一人

大輔

一人

普國官制

少輔

一人

書記官

十二人

書記會計掛

十七人

登記掛

十七人

寫字局長

一人

寫字局書記

二十一人

電信掛

二人

内務省ハ諸局ニ分カレス

内務省ハ他ノ省ト共ニ國內ノ行政ヲ施サンカ爲メ州長縣令郡長ヲ

附屬セリ

内務省ヨリ總括スル官署ハ左ノ如シ

一中央統計委員

スミチスチセセントラルコミツシラン

長 一人

其他數人ヨリ成ル(此委員ハ都テ兼勤ナリ此委員ハ自カラ統計表ヲ作ルニ非ス統計表ヲ作ルキニ基礎ト爲ル可キ原則ヲ評議スルノミ)

二統計表掛及ヒ晴雨掛 統計表掛ノ定額ハ三十八万六千六百八十三マルク

長 一人

チレントール

其他六人アリ其内一人ハ兼務ナリ助役四人庶務掛十七人晴雨掛

ハ書記官一人書記官ノ補助一人定額二万九千七百九十マルク

三伯林警察官署六百四十四万四千六百六十六マルク

警視長官 一人一万四千四百マルク

普國官制

書記官長 一人 三千六百マルクノ増給

長官故障アルトキハ代理ス可シ

本局書記官 二人 四千八百マルク

書記官ニシテ局長ヲ兼ヌル者三人 各六千

警察書記官 十九人 内二人ハ局長ト爲ス可シ 三千マルクヨリ四

トナルモノハ六百マルクノ増給アリ大

警察見習 十人 二千五百マルクヨリ三千マルク

警察書記(庶務掛一等官ト稱ス) 七十二人 三千六百マルクヨリ

テ平均二千八百五十七マルク

庶務掛補助 三十六人

(庶務掛二等官ト稱セリ) 千八百マルクヨリ千九百五十五マルク

其外ニ庶務掛補助 四十人(同一ノ俸給ヲ受ケリ何時ニテモ不用ノ時ハ免職スル約束ニテ命スルナリ)其内十四人ハ住民出入ノ登記ヲ主レリ家主所有主トハ其借家人及旅人ノ出入ヲ警察分署ニ届出テ分署ヨリ此掛ニ届出ルナリ

筆生 十二人 平均千八百七十五マルク

出納掛 一人 四千五百マルク

帳簿掛長 一人

金銀受取掛 一人 二千五百マルクヨリ三千六百マルクマテ

帳簿掛 七人

小使頭 一人

看守 一人 各千三百五十マルク

普國官制

家番 一人

出納局小遣及ヒ使吏 四十一人

門番 一人

九百六十「マルク」ヨリ千二百「マ

死人取片付人 二人

ルク」マテ平均千八十「マルク」

拘留人監督者 三人

拘留女監督婆 一人七百二十「マルク」

警察官吏

司令長官 一人

ボリサイザールベルントゴルデルシュツマンシヤント

大尉

十三人ルク」マテ平均三千九百「マルク」

中尉及ヒ刑事探索掛

百二十九人「マルク」マテ平均三千「マルク」

下士官

十八人平均千六百五十「マルク」

大尉ニ附屬シテ其事務ヲ助クル者

其外ニ

下士官

二百七十七人平均千四百二十五「マルク」

巡查

二千九百十九人平均千二百「マルク」

其他ニ庶務筆生ノ助役アリ臨時免職スルヲ得ルモノ平均千五百

「マルク」

其他ニ執行事務ヲ主ラシムル爲メ「ボリサイアンウエルテル」ア

リ平均千八百「マルク」

警察署ノ長タルモノハ則警視長官ナリ其長官ニ屬スル本局アリ其

局長ハ書記官ナリ長官ノ直チニ主ル事務ハ則政務ニ關スル警察印

刷及ヒ集會組合ニ關スル事件ナリ其長タルモノハ「レギルングス

ラート」ナリ其長ニ專任掛三人ト執行官吏士官又ハ探偵者數人ヲ屬セリ

第一 國內警察

ヒニモザアルナマイチワンドラレゾゴリサアイリヘルツツ

其長ハ「ヤーベルレギールングスラート」ナリ

主任掛 八人 「レギールングスラートアツセスメレイ」ト云フ

此局ニ警察出納本局ヲ屬セリ

此外ニ庶務掛補助數人アリ

第二 營業 道路 水流 馬車警察

此局ハ甚々事務ノ繁多ナル所ニシテ已ニ前年中取扱ヒタル事件

ハ七万三千件アリタリ

其長ハ「レギールングスラート」ナリ

此外ニ庶務掛助數人アリ

第三 建築警察

其長ハ「レギールングスラート」ナリ

建築掛 八人

伯林ハ建築警察ノ爲メ七區ニ分テリ每區建築掛一人アリ

第四 刑事及ヒ安寧警察

其長ハ「レギールングスラート」ナリ

A 安寧警察事件

B 刑事警察(探偵掛等ハ此内ニアリ)

C 死人取片付掛

「ポイサイロイテナント」アリ若シ死人アレハ之ニ電信ヲ爲

セハ直チニ出張シテ其親屬ヲ聞キ親屬ナケレハ解剖局ヘ廻

スナリ

D 風俗警察事件

踊場隠賣女ヲ監督スル所

「ポリサイラート」其長トナリ刑事探偵掛ト巡查數人ニテ主レ
リ

第五 旅券及外國人ニ關スル事務

其長ハ「ポリサイラート」ナリ

專任掛 三人アリ

此局ハニ人口出入届出掛ヲ屬セリ

此掛ニハ「ポリサイラート」一人ト書記一人ト庶務掛補助十四人
アリ

第六 違警罪事件

其長ハ「ポリサイラート」一人

庶務掛補助 數人

執行吏 數人

第七 警察官吏執行官吏ヲ云フ

指令長官 大佐 一人

副官 中尉 一人

①「フハフハウヅトマンシヤフデシ」ハ
全伯林ヲ管轄スル警察官四箇アリ

各組合ニハ其掛リトシテ大尉一人アリ第一道路、ガス、軍事、特典ノ
コヲ主レリ國王ヨリ特典ヲ爲スル第二市場、營業ノ事ヲ主レリ第
三馬車ノコヲ主レリ第四航船警察ヲ監督ス

普國官制

〔B〕ベチルグスハウプトマンシヤフアン
ハ區ヲ管轄スル警察官八箇アリ

之ニ各分署ヲ屬セリ各分署ノ數ハ七十一アリ各分署ニハ中尉
下士官及數人ノ巡查アリ

〔C〕騎馬警察掛
ベリチアアイルンク

大尉一人アリ

〔D〕準備警察掛
レヒルベツアイルンク

王家ノ婚姻喪祭等ノ臨時ノ用ニ巡查ヲ備フルコトヲ云フ

〔E〕巡歴警察
ザンフランケンザンスト

ホリサイリロイテヤント 二十七人ヲ備ヘリ別段ニ本署ヨリノ命令
中尉

ヲ受ケ集會所又ハ其他ノ場所ニ臨時出張セシムルモノ

第八 衛生掛

郡ノ衛生掛ハ郡長又ハ裁判所ヨリ意見ヲ問フ爲メニ備ヘリ伯林ニ

ハ裁判所ノ衛生掛ト警察上ノ衛生掛トハ別箇ニ爲レリ

〔A〕裁判所衛生掛 二人アリ

〔B〕伯林警察衛生掛 一人

〔C〕伯林ヲ十區ニ分タル區ノ衛生掛十人

〔D〕ハ警察官署ヨリ意見ヲ問ヒタルト其意見ヲ述シムル爲メ
ニ設クルナリ例ヘハ道路ニ臭キ溝アリテ健康ニ害ス可キカ又
ハ家屋ノ不健康ナル申立アリタルトハ警察官署ヨリシテ有害
無害ニ付キ其意見ヲ述ヘシムル爲メナリ

第九 種痘所
シエツラツケルインフアンクスアルト

此所ハ伯林ノ人民ニ牛痘ヨリシテ種痘ヲ爲サシメ又ハ醫師ニ種痘

ノ種ヲ與フルカ爲メニ設ケタルナリ

第十 衛生委員

傳染病豫防及ヒ消滅スル爲メニ設ケタルナリ其委員ハ警察長邑會議員醫師及ヒ在伯林ノ大尉等ヨリ成ル

第十一 フオクト、ホーケ、ハイム、ヘンリクス 警察監獄「モルケンマルクト」ニ本監アリ支監ハ其他三

ケ所ニアリ已決及ヒ未決人ノ勾留所ナリ

第十二 「モアビート」ノ懲役所(男五百二十人ヲ入ル、コヲ得内四百

五十人ハ別室ニ入ル、コヲ得ルナリ)

此監獄所ノ行政ハ一部ハ内務省ニテ主レリ一部ハ司法省ニテ主レ

リ懲役及ヒ重キ禁錮所ハ内務省ニ屬シ輕キ禁獄所ハ司法省ニ屬セ

リ(兩省ノ見込常ニ合ハス此法甚タ惡シ宜ク一ニ屬ス可シ)内務司

署五ヶ所アリ

法兩省ノ會計豫算表ニ掲クル獄費ハ千五百万餘ナリ

第十三 消防掛

警察所第一局ヨリ總轄セリ伯林ハ五消防區ニ分レリ各區ニハ消防

本署及ヒ支署五ヶ所ヲ設ケリ又支署ノ外ニ小支署三ヶ所及ヒ小支

署五ヶ所アリ

此諸署ノ間ニハ電線ヲ付セリ

消防掛ハ長一人

士官 六人

下士官 六人

機關士 三人

消防頭 四十九人

消防方 二百二人

ポンプ掛 五百十三人

第十四 「シヤロテンブリヒ」警察所

伯林警察所ヨリ總括セリ

第十五 製造場監督掛

伯林「シヤロテンブリヒニ—デルバルニムテルト—」ニ設ケリ則製

造場ノ營業規則ニ適ヒタルヤ否ヲ監督シ及ヒ製造場ニテ職人ノ死

シタルモノ、統計表ヲ作ル爲メナリ

憲兵ハ其事務ニ付テハ内務省ノ總括ヲ受ケ其編制懲戒ニ付テハ陸

軍省ノ總括ヲ受ケリ

七司法省 エスターツミニスアリユウム 定額五十四万六千八十七「マルク」

司法省ハ刑事民事ニ關スル法律ノ執行ヲ監督スルナリ其執行ハ全ク裁判所ニ委任セリ其裁判所ノ執行ニ對スル故障等ハ法律ニ定メタル官署ノ權限ニシテ司法省ノ預ル所ニ非ス併ナカラ司法行政ニ關スル事務例ヘハ裁判ヲ怠ル等ニ對スル故障ハ司法省ノ管轄ニシテ卿之ヲ裁定スルナリ

卿ハ司法ノ官吏ヲ國王ニ申立テ又司法ニ關スル法律ヲ起草スルコト禁獄所ヲ監督スルコト司法行政ノ爲メ司法卿ニ屬スルモノハ裁判所長ト檢事ナリ又是等ノ官吏ハ行政事件ニ付キ其附屬ヲ使用スル權アリ(例ヘハ行政上ニ付キ裁判所長ノ裁判官ヲ使用スルカ如シ)其他國王ノ一家ノ法律ニ關スル事件ニ付キ意見ヲ述ヘ封建ノコトニ付キ意見ヲ述ヘ又宮内省ノ權限ニ屬スル王家ノ身分(エヘン)(婚姻死生養子)

ニ關スル事件ニシテ法律ニ關スルモノニ手署ス可シ(裁判官檢事
ハ國王ヨリ命スレ_レ「アツセスソーレン」ヲ補助役ニ命シ及ヒ公證
人ヲ命スルノ權アリ

卿 一人

大輔 一人

少輔 一人

書記官 十五人

本局長 一人

書記會計掛登記掛 二十八人

寫字局長 一人

筆生 十六人

司法省ニテ監督スルモノハ左ノ如シ

一 司法試験委員(第二ノ法學試験ヲ主ル者ニシテ全國ニ一アリ

此委員ハ司法省及ヒ柏林地方上等裁判所ノ官吏ヨリ成ル長一人

ト其外八人アリ

二 地方上等裁判所及ヒ檢事長(地方裁判官及ヒ檢事ハ地方上等

裁判所長又ハ檢事ヨリ總括セリ)地方上等裁判所ハ全國二十三

アリ所長十三人ト課長三十六人ト裁判官二百三十四人檢事長十

三人檢事九人會計審査掛十三人(古ハ裁判所ニ出納局ヲ屬セシ

ナレ_レ之ヲ廢シ裁判費用取立ハ之ヲ租稅官署ニ委任セリ其出納

ヲ監督スル爲メニ檢事及ヒ檢事ニ附屬スル審査掛ヲ設ケタリ裁

判費用罰金等ハ裁判所書記ヨリ記載シテ其書類ヲ收稅官署ニ送

付シ夫ヨリ本人ニ對シ取立ルナリ(裁判費用罰金ハ五千五百万ト大藏省ニテ豫算シタルナリ)

地方裁判所長ハ九十一人アリ課長百七十七人地方裁判官ハ八百四十人區裁判官ハ二千五百四十三人總計三千三百八十五人ナリ
地方裁判所ノ檢事長ハ九十一人檢事ハ百十七人アリ

諸裁判所(裁判官ノ俸給退隱料休職料等ヲ合セ)及ヒ禁獄ノ諸費用七千三百五十五万二千百マルクナリ(退隱料休職料救助金ハ三百四十五万ナリ)

八 陸軍省

卿 一人

輔佐官 二人
アシスタント

陸軍省ハ中央局ト三局ニ分カレ又其局ハ數課ニ分レリ

一 中央局

中央局ハ卿ノ事務ヲ主ル所ナリ

書記官 三人

庶務掛 數人

書籍庫電信局アリ

法律掛 二人

省建築掛四人

三局ノA

軍制局
アルクマイニスキリノグムシバルトマン

兵ノ編制指令ニ關スル事ヲ主レリ

普國官制

長 一人少將ナリ

輔佐官 一人
アシスタント

第一課

軍團事件

①軍團ノ編制及ヒ徵兵ノ事

書記官(佐官ナリ)四人内一人ハ課長ト爲ル庶務掛數人以下倣之
其外ニ士官ノ輔佐人アリ

「徵兵ノ爲メニハ「エルザツ」委員「ヲ、ベル」「エルザツ」委員アリ
其委員ハ武官ト文官トヨリ成レリ其詳細ハ徵兵規則及ヒ軍事
規則ニアリ千八百七十四年五月二日ニ發セリ徵兵ニ關スル故
障「エルザツ」委員ヨリ「ヲ、ベル」「エルザツ」委員ヲ經テ陸軍省

ニ行ク可シ

第二課

②軍人學校

書記官三人内一人課長ト爲ル二人ハ士官ニシテ一人ハ文官ナ
リ

陸軍省ニハ純粹ノ武官ト純粹ノ文官ト及ヒ武文官ト混同スル者アリ
故ニ三種ニ分レリ武官ノ官吏ハ僧侶裁判官會計掛ナリ

第三課

大砲隊ノ事件(此事務ハ軍人ト城寨ニ器械ヲ準備スルヲ主ル)
書記官士官 三人 補助役アリ

第四課

普國官制

大砲製造事件(此事務ハ大砲ノ製造ヲ主ル)

書記官 二人

第五課

城塞建築掛 (城塞其他國境ヲ守護スルニ必用ナル物ヲ設ケ及ヒ保存スルヲ主ル)

又城塞建築ノ出納及ヒ土地又ハ軍人ノ犯罪人及ヒ國事犯ヲ入獄セシムル事ヲ主ル

書記官 二人士官

輔佐官 二人

此[Ⓐ]ノ局ニ別ニ士官二人ヲ附屬セシメリ其内一人ハ大砲監督掛他ノ一人ハ兵器監督掛ナリ又[Ⓐ]ノ局ニハ第六課トシテ人員課ヲ置ケ

リ此課ハ卿ノ直轄ト爲レリ書記官七人此七人ハ國王ノ武官秘密局ヲ兼子リ其職務ハ國王ヨリ士官ヲ命スルニ付キ此掛ニテ其人ヲ調査スルナリ此六課ニハ秘密書記局ヲ附屬セリ此局ニテハ辭令書及ヒ軍人ノ等級出張(何ノ屯所ニ出張スル者云々)簿ヲ作ル可シ

三局ノ(B)

軍會計局 四課アリ

長 一人少將

輔佐官 一人

一課 豫算及ヒ出納事件ヲ主ル

書記官 二人文官

補助役 一人

二課 兵糧ノ事ヲ主ル(千八百七十五年二月十五日ノ獨逸兵糧規則アリ)

又秣草ノ事ヲ主ル(出陣ノ時人民ニ割付クルナリ)

人民ハ法律ナキモノニハ求メラル、コナシ止タ法律ニ從テ求メラル、ナリ例ヘハ演習ノ時邑長ニ幾許ト命スレハ邑長ヨリ人民ニ割付クルナリ兵糧規則ニ詳カナリ

書記官 三人文官

秣草「パン」類ノ受取ヲ監督スル官吏

三課 衣服金銀及ヒ旅行馬車ニ關スル事件ヲ主ル(兵糧ヲ給スルコト能ハサル時ハ旅金ヲ給スルナリ)

書記官 三人士官一人
文官二人

輔佐役 一人文官

四課 屯所ノ監理及ヒ旅宿事件ヲ主ル

旅宿ノ事ニ付テハ千八百六十八年六月二十五日ト千八百七十八年八月三日ノ旅宿給與規則ニ詳カニ定メリ旅宿ヲ供ス可キ義務ヲ人民ニ負ハシメタリ毎年豫メ旅宿表ヲ作り團結ヨリ此課ニ廻セシニ因リ演習ノ時ハ其表ニ從テ軍人ヲ割付クルナリ此規則ニ於テ人民タル者家屋ヲ有スレハ必ス軍人ニ旅宿ヲ給ス可キ義務ヲ定メタリ固ヨリ手當金ハ後ニ給ス可シ邑ヲ五等ニ分ツコトハ之カ爲メナリ伯林ハ格外ニ之ヲ高クセリ則官員ノ官宅料モ此五等ニ從テ定メリ

書記官 五人士官一人長トナリ
文官四人ナリ

普國官制

三局ノ(〇)

戰時創傷ノ爲メ不具ト爲リタル者ヲ主ル

戰時不具タル者ノ法律ハ千八百七十一年六月二十七日千八百七十四年四月四日千八百八十年三月三十日ノ法律ニ定メリ則退隱料ハ士官十年以上奉職スル者ニ非サレハ受クルヲ得ス十年以下ハ戰爭ニ因テ不具トナリ免職スル者ノミ退隱料ヲ給ス可シ退隱料ヲ給ス可キ傷ナルヤ否ハ陸軍省ニテ決ス可シ其高ヲ定ムルモ亦同戰時負傷ノ爲メニ退隱料ヲ給スルハ平時退隱スル者ヨリ多ク給ス可シ以上ハ士官ノ爲メナリ下士兵卒ハ戰時不具ト爲リタル者ハ八年以前ニテモ退隱料ヲ給ス可シ八年以上ハ疾病ニ因テ不具ト爲リタル者ノミ給ス平時ハ十八年以上奉職スルニ非サレ

ハ給セス其不具ト爲リタルヤ否ハ醫師ノ證書ニ因テ軍官吏ニテ之ヲ決定ス下士官以下ノ退隱料ノ高ハ一月ニ六マルクヨリ四十二マルクマテニ定メリ又文官ニ採用セラル可キ證書ヲ受クルコトヲ得全ク不具ト爲リタル者ニハ退隱料ノ外ニ此證書ヲ給シ半不具ノ者ニハ其者ノ願ニ從ヒ或ハ退隱料ヲ給シ或ハ此證書ヲ給ス可シ下士十二年以上無事ニ奉職スレハ必ス此證書ヲ給ス可シ判任官等外ハ此證書ヲ有スル者ヨリ採用ス可キ者ト定メリ不具ト爲リタル者ノ願ニ因リ退隱料ノ代ニ不具院ニ入ルコトヲ得下士以下ノ以上ノコトヲ求ムルノ申立ハ司令長官ニテ裁定シ其裁定ニ對シテハ陸軍省ニ故障ヲ申立ルコトヲ得一切退隱料ノ權利ニ付テハ通常裁判所ニ訴フルコトヲ得然レモ裁

判所ニ於テ全不具カ又ハ半不具ト定メタルヲ及ヒ職務ヲ奉スル
キニ創傷ヲ受ケタルヤ又ハ職務ニ勉勵ナルヤニ付テハ軍事ノ裁
定ニ從フ可シ軍人ノ退隱料ハ獨逸軍人不具貯蓄金ヨリ給ス可シ
(陸軍省ニ拂ヒ陸軍省ヨリ司令長官ノ出納局ヲ經テ本人ニ給ス)
其資本高ハ五億六千百万アリ

長 一人中將

グネラールロイナント

二課ニ分ツ

A 課 退隱料ヲ求ムル權ノ有無ヲ裁定スルヲ主ル

書記官 三人士官

輔佐官 三人士官

B 課 退隱料ノ資本ヲ監理シ及ヒ豫算出納及ヒ文官採用證書ヲ

オビールヘルムンクスマン

交付スル事件ヲ主ル

書記官 二人文官

補助役 一人

卿ノ直轄ニ屬スル馬匹買上掛

書記官 二人内一人文官

士官 一人

軍衛生掛

軍醫總監 長タリ

ケネラールンゲイブスアルツト

醫師ノ掛リ 三人

陸軍省書記官一人

陸軍省寫字局(各局ノ寫字ヲ主ル中央局ノ分ハ別ナリ中央局ニテ

普國官制

主レリ)

陸軍省試験掛(參謀士官ト爲ル者ノ試験ヲ主ル)

長 一人

委員 四人

陸軍省ニハ卿一人士官數人局長三人課長十二人士官ノ書記官二十九人文官ノ書記官三人課長ナリ文官ノ書記官十七人其外ニ法律掛二人アリ建築掛一人醫官ノ書記官補助役機關士アリ普國陸軍省ノ總費用ハ百六十九万八千五百五十マルク獨逸全國中「サクソン」「ヴェルテンブルヒ」「バエールン」ノ三國ヲ除クノ外都テ普魯西國ノ陸軍省ニテ獨逸ノ陸軍行政事務ヲ主レリ陸軍ノ會計豫算表ハ獨逸國ニテ之ヲ作り其支出ハ各連邦ニ委托セリ陸軍ノ監督モ亦帝國ヨリ爲セ

リ然レモ「バエールン」ハ一定ノ金額ヲ獨逸出納局ヨリ受取ルナリ獨逸ノ常備兵員ハ三十七万七千五百五十人其外ニ「バエールン」ノ常備兵五万二千二十四人獨逸陸軍ノ總費用ハ五億九千二百九十五万六千五百五十四マルク其内年々定リテ支出スル高ハ三億四千三百八十一万五千マルク一時支出スル高ハ二千三百五十七万八千マルクナリ

陸軍省ヨリ監督スル者ハ左ノ如シ

一 軍馬買上監督掛

中將 一人

監督掛ニ附屬シテ諸州ニ六箇ノ軍馬買上委員アリ其長タル者ハ參謀士官ナリ軍馬買上費用ハ四百五十万ト定メ年々六千四百三